

# コミュニケーションの自由と公共放送

## B.リボワの公共コミュニケーションの哲学から

越川 洋

### 要 約

技術革新の進展、市場の論理の拡大とグローバル化の進展の中で、公共放送はその存在意義をめぐって、いま内外で賛否の議論が展開されている。その一方でマスメディアに対する不信があり、公共コミュニケーションの衰弱が目立つようになっている。こうしたなかで、ベルギーの法哲学者、B.リボワは、公共コミュニケーションを積極的に担う存在として公共放送を擁護する。しかし、それは従来型でない刷新された公共放送である。リボワは、自由についての個人主義的で私的な概念を批判し、自由の共同体的公共的自由の概念を提案する。そして、この土台の上にコミュニケーションの公法を作ることを構想する。この中で積極的な役割を担うのが、公共放送である。公共放送と視聴者の関係は、法と国民の関係と同じである。国民は自らを支配する法の制定に参加する。それと同じように公共放送は視聴者に単に番組を送り届けるだけでなく、制作や編成、さらに財源や役割などの討議に視聴者を積極的に参加させていくことが必要である、とリボワは主張する。それは、専門家や官僚によるこれまでの家父長的で権威主義的なメディアの規制を弱めることになるが、従来型でないこの公共放送の刷新こそがヨーロッパの公共サービスの危機を救うとリボワは説く。以上について、著書、公共コミュニケーション (La communication publique) に基づき、リボワの議論を紹介する。

### 目 次

はじめに .....	156	コミュニケーションの公法	
I 公共コミュニケーションと		II 公共放送を捉え直す .....	175
コミュニケーションの自由 .....	157	1. 公共サービスとは何か .....	175
1. 公共コミュニケーションと規範的期待 .....	157	公権力特権	
公共コミュニケーションの規範的概念		社会的有用性	
2. 公共コミュニケーションの		公共サービスと行政警察	
構造的ゆがみと規制 .....	158	2. 歴史的な視聴覚の公共サービス .....	178
表現の自由の逆説		規制の枠組み	
メディアの権力の正当化		視聴覚の公共サービス、理念と原則	
メディアの規制		従来型モデルの危機	
3. コミュニケーションの自由 .....	162	国民の利用か視聴者か？	
コミュニケーションの自由の展開		3. 新時代の視聴覚の公共サービス .....	181
自由の概念と自由の行使の矛盾		デジタル革命と	
自由の共同体的概念と		部門別アプローチの限界	
コミュニケーションの自由		メディア制度の法的アプローチ	
公共コミュニケーション		放送メディアの法的規制	
社会権と人格権としての		まとめ .....	187
コミュニケーションの自由			

## はじめに

現在の公共空間は、事実上、メディアが支配している。そのメディアもインターネットや携帯の利用に見られるように一人一人の個人にとってますます便利で、役立つ存在になり、テレビを含めメディアの個人化は進むが、その一方でマスメディアに期待されている社会的絆や公共コミュニケーションの機能の衰弱が見られる。とりわけ、政治や経済、文化、社会生活に対するマスメディアの取り上げかたや取材に対する批判はあとを絶たず、私生活の侵害をめぐる訴訟も増えつつけている。

こうした点は、すでに様々な形で指摘され、論じられている。そしてまた、これを克服するのにしばしば登場するのが規制の強化という考え方であり、これに対しては、主にメディア側から表現の自由を奪うものだという批判が出る。このような状況は世界的な現象のようであるが、ベルギーの法哲学者、B. リボワ (Boris Libois)<sup>1)</sup> は、自由についての従来の考え方を捉えなおし、コミュニケーションの公法のもとにコミュニケーションの様々な法を整理し、メディアの規律の確立と視聴覚の公共サービスの再活性化に取り組むべきであるとする、大胆な提案を行っている。そこで、本稿では、リボワのこの考え方をリボワの著書、『公共コミュニケーション～メディアの政治哲学のために～ (La communication publique～Pour une philosophie Politique des medias 2002)』によりながら、リボワの議論を紹介し、新たな突破口を見い出そうとするものである。

そこで冒頭にあたり、この本の特徴と要点を簡単に挙げておく。リボワは、まずメディ

アの表現の自由について、その基礎になっている自由の解釈が、もっぱら個人主義的自由と私的自由に基づいていることを批判し、自由の概念は時代とともに変化するのだとして、共同体的公共的自由の概念を提案している。そして、これに基づいて公共コミュニケーションの考え方を定式化し、公共コミュニケーションとメディアのコミュニケーションの相違を区別し、さらに私人間のコミュニケーションを加えた様々なコミュニケーションに関する法を秩序づけるコミュニケーションの公法の構想を掲げる。リボワは、これによってそれぞれのコミュニケーションの独自性と意味合いを明確にし、公共コミュニケーションの活性化に結びつくことを期待する。本稿では、これを第Ⅰ部で取り上げている。

さらに、リボワは、メディアの中でこうした公共コミュニケーションを活性化させる役割を担っているのは、視聴覚の公共サービスであるとして、現在、その正当性が問われて危機にある視聴覚の公共サービスを擁護する。しかし、それは、従来型の公共サービスのモデルにしがみついているのではなく、デジタル化などの通信や放送技術の融合が進む中で、これらの成果を取り込むだけでなく、視聴者である公衆の期待や意思が反映されるような手続き上の改革と組織の見直しが不可欠であると主張している。以上が本稿の第Ⅱ部となる。

リボワは、著書全体を通じて、視聴者、市民が単にメディアに受け手としてアクセスできる権利を実現するだけではなく、届けられるコンテンツに対する期待と要求、それによって、初めて公共コミュニケーションの自

由が実現に近づくとの考えから、第三者的な観察者の客観的アプローチから当事者として直接かかわる参加者の遂行的態度へのアプローチの転換の必要性を繰り返し主張する。これは法を行動のシステムだけで捉える機能主義に対し、法を象徴システムとして捉えることで自由の可能性が拡大するとの立場に基づいている。この視点は哲学者、社会学者ハーバマスの立場と同じものであり<sup>2)</sup>、自然科学から受けつがれてきた第三者的な客観主義的認識論の観点を放棄して、法を捉えなおすことによって可能となる。リボワはこの視点を取り入れながら行動のシステムの法の実効性を重視しながら現在のメディア制度を批判する。そして、コミュニケーションの法を公法として立法化につなげていくことを構想する。

リボワが住むEUでは、経済統合が進み、共通政策の採用と規制緩和が加速する中、デジタル技術の融合による通信とメディアの部門別規制が困難になり、公共サービスの視聴覚は岐路に立たされており、この著作には、この現実をどう乗り越えてゆくべきかというリボワの問題意識がある。

## I 公共コミュニケーションとコミュニケーションの自由

### 1. 公共コミュニケーションと規範的期待

公共コミュニケーションとは、人々の公共的生活、社会的結びつきを維持するために必要なコミュニケーションであり、個人間のパーソナルコミュニケーションとは性格が異なっている。メディアは、人々のコミュニケー

ションを助け、仲介するものであり、その大規模なものがマスコミである。そのマスメディアは、公共コミュニケーションの役割を担っているが、利潤の追求をめざすマスメディアが存在するように、公共コミュニケーション＝マスメディアではない。リボワは、ここに公共メディアの存在意義を認める。ところが、現在、マスコミへの不信があり、公共コミュニケーションが衰弱している。これをどのように捉え、どのようにして乗り越えていったらよいのか。これをコミュニケーションの基本的な根っこの部分にまで遡って考察し、再び現実を捉えなおし、処方箋を得ようというのがリボワの方法論である。

### 公共コミュニケーションの規範的概念

リボワは、まず現在、我々の目の前で起きている公共コミュニケーションの現実を批判するために公共コミュニケーションの規範的側面を明確にする。これによって現実を規範的なものからの変質として捉えようとするためである。それは、まず社会が法的共同体として構成されている現実からいったん離れて、その後にメディア制度を支えている現実の法が実定性のあるものとして妥当性を含んでいるか確かめようとするリボワの視点である。

そこで、リボワは、公共コミュニケーションをその最も純粋な形で、よりオリジナルな、より基本的な要素から取り組むために、公共コミュニケーションのこれまでの歴史的な事実や、具体的な成果、具体的な事業者や番組などについての経験をまずすべて取り去って、公共コミュニケーションの原基的なものを考察する<sup>3)</sup>。

その結果、公共コミュニケーションは、まず政治的共同体にとって必要不可欠な前提であり必然的なものであること、またその関係は超越的<sup>4)</sup>なものであることが明らかとなる。この段階の公共コミュニケーションは内容も形式もない純粹の標識である基本的文法であるとリボワは規定する。それでもすでに、公共コミュニケーションは、記号論<sup>5)</sup>という命題的、発話的、表現的の3つの次元をもっている。つまり言葉は、命題的な内容や意見を叙述する意味論的側面のほかに、コミュニケーションの発話や表現という次元をあわせてもっている。現実の世界では、とりわけ視聴覚のメディアがこの特徴をもっている。

現実の公共コミュニケーションをめぐっては、一方に人々が規範として高めた期待（以下、規範的な期待、と表記）があり、他方に批判がある<sup>6)</sup>。公共コミュニケーションの規範的期待は、多くの公式文書の中に見られ、《公共の利益》、《情報の権利》、《真実の探求》、《メディアの社会的責任》などへの準拠を基礎づけるものとなっている。専門家と行政機関が自分達の活動と制度の独自性を正当化するために作り上げたこれらの文書は、参加者の視点から丹念に仕上げられており、規範的な強い自負が見られる。

一方で、メディアに対する不信と人々の法的訴訟は弱まっていない。それは、メディアによる市民の表現能力の侵害に対する打撃を修復し、メディアの制度を正そうとする動きとなって表れている。それは、メディアが政治や経済とは異なるタイプの独自の権力を行使しているためであり、公共コミュニケーションの構造的ゆがみが背景にある、とりボワは考える。

しかし、こうした動きに対する取組みは、人々の文法能力と公的制度の道徳的土台に対して、メディアによってなされた侵害<sup>7)</sup>を賠償し、抑止することだけに甘んじているのが現状である。これに対して、リボワは、次のように批判する。

こうした態度は人格権にもとづく法的行動を引き起こす人々の倫理的な動機を解明せず、公共コミュニケーションをメディアのコミュニケーションに帰着させてしまうことになる。しかも、このアプローチは行政及び司法的レベルで抑圧的な対応を促進し、状況をいっそう悪化させる。このような機能主義的な取組みでは、コミュニケーションに関し高められた規範的期待に答えることはできない。これを食い止めるためには、観察者の第三者的な客観的態度を放棄し、参加者の遂行的態度を採用することが不可欠である<sup>8)</sup>。

こうしてリボワは、コミュニケーションに対する哲学的レベルの規範とメディア制度を取り巻く環境の変化の分析という2つの方法論を用いて、法と自由、そしてコミュニケーションについての考察をめぐらしてゆく。

以下では、リボワのこれらの議論をより詳しく取り上げよう。

## 2. 公共コミュニケーションの 構造的ゆがみと規制

メディアは、政治権力の濫用と社会契約の無視を告発するもの、伝統的には反権力と見なされてきた。しかし、メディアが第4の権力と言われるようになって、すでに久しい。

それは大きな逆説となっている。にもかかわらず、メディアは公共コミュニケーションに不可欠であると、リボワは考える。ではメディアの規範的正当化はどのようになされるのか？ そのような中で生じるメディアの構造的ゆがみとその規制の矛盾をリボワは、機能主義として批判する。以下ではこれらについて見てゆこう<sup>9)</sup>。

### 表現の自由の逆説

リボワは、表現の自由が、当初の考え方とは違って、次々と逆説を生み出していることを明らかにする。まず、第1の逆説。

18世紀の啓蒙主義者達は、表現の自由の領域に対する政府の何らかの介入を拒否することを正当化するために、国家の支配によって表現の自由がすべて断たれるよりも、プレスの絶対的自由の濫用を甘受するほうを好んだ。それらは、<sup>ぼつ</sup>勃興期のブルジョワ階級の経済権力に頼りながら、プレスに関して国家の不介入を義務づけるものであった。しかし、次第に、メディアは経済力をコントロールするために政治権力にすがらようになった。最後に、政治と経済の権力は、メディアに規定されている権力（法的手段や行政、裁量の財源など）を法を介してコントロールするために連合する。メディアは、経済と政治の権力をコントロールするものであるが、同時に政治の権力がメディアを裏切る。メディアにとって、それはたえずコミュニケーションの自由を脅かす危険性となっている。

ところが、現在ではメディアの所有者となった経済権力が、表現の自由への侵害を正当化するのに、啓蒙主義者達が展開した議論を振りかざすようになっている。これは、当初

の精神から逸脱した逆説である。

### 第2の逆説。

表現の自由、思想や情報の自由な流通という原則の起源には、国家権力の不干渉という姿勢があった。この原則を厳密に守ろうとするならば、公権力の役割は、現在、私的な独占を打ち破るために介入に向かわなければならないと、考えられる。マルチメディアの集中と多国籍化の動きをもたらす《市場のルール》が、情報と意見の自由な流通という神聖不可侵の原則を危うくさせているからである。独自の資金力によってそれまで国家によって脅かされていた表現の自由の請負人であった経済権力が、表現の自由を危機に落ち込ませ、これを保護するために今度は国家の支援が必要になっているのである。これは、まさに第2の逆説である。

かつては、すべてが、政治権力だけが自由に対して危険性があるかのようであった。その一方で、今日、その危険性は政治と経済という2つの権力から生まれている。かつて経済権力は、政治権力によって脅かされていた表現の自由を保障する唯一のものであった。しかし、いまや経済の権力と政治の最高機関が、コミュニケーションの自由を保護するための不可欠な条件であるとともに、現実の危険となって現れる。

コミュニケーションの自由にとって潜在的な脅威である商業主義の支配に落ち込まずに、政治権力からの独立を守るために企業の自由とどう両立させたらよいのか？ 原理的には、意見と情報の自由な流通と自由な討論の要求は、その起源が何であれ、すべての制限をあらかじめ斥けることが必要とされる。それゆえ、検閲の復活に関してコミュニケー

ションの自由の濫用が些細な悪であるのと同程度に、経済権力を制限するための政治権力の介入も必要悪となってくる。そこで、リボワは、次のように主張する<sup>10)</sup>。

専制に対する戦いの自由主義的視点から見て、企業の自由と表現の自由の対立は、今日では古い。経済の権力は政治の権力と同じ程度、コミュニケーションの自由の可能性にとって脅威であり、条件でもある。コミュニケーションの自由の位置付けが私的な権利としてのコミュニケーションの自由の時代遅れになった概念を乗り越えるために再定義されなければならない。

### メディアの権力の正当化

伝統的に反権力と見なされてきたメディアが、経済と政治の権力をコントロールするものとなっている状況の中で、伝統的な自由主義学説は権力の制限のためやメディアの社会的責任といった理屈で、メディアの正当化が論じられている。リボワは、これらの特徴を、次のように整理する<sup>11)</sup>。

まず、メディアの正当化は私的で消極的なものである。つまり、メディアは民主主義に不可欠な反権力であり、コミュニケーションの自由は、民主主義と一体となっている。従って、コミュニケーションの自由のすべての濫用はコミュニケーションの自由の制限よりましである。第2に、この正当化は個人主義的なものである。メディアは個人主義的自由を企業や表現、情報やアイデアの自由に適用させる。メディアが体現する反権力という位置づけが正当であるのは、反権力が他の個人の諸権利の実現の条件であったり、特別の

権利として現代の自然法の伝統に含まれるからである。

リボワは、これらを次のように批判する。第1は、これらの学説は、民主主義社会におけるメディアの役割という特別な概念に依拠しているが、権力の制限という自由主義的な考え方で、マスメディアが担う固有の倫理的社会的責任を覆い隠し、責任を逃れさせてしまう。第2は、これらの学説はメディアの公共空間の哲学的な独自性を見失っている。つまり、権力とコミュニケーションの自由の分離を《企業の自由》の媒介によって結びつけ、それを個人の表現の自由の実行であるとしてメディアを正当化しているが、法と権力、そしてメディアの現実の関係を理解するのに、すでに時代遅れとなっている。

リボワは、編集者と物理的に区別できなかった時代の新聞のジャーナリスト達によって当初唱えられた表現の自由の言説が、現在、メディア全体へ適用されている現実を強く指摘する。「我々は、メディアの伝統的な概念である経験的一体性を破る3つの分化を体験しつつある。すなわち、プレーヤー、機能、物理的媒体における分化である。このような文脈の中で、メディアの倫理についての自由至上主義のアプローチは、単に情報とコミュニケーションの個人主義的自由の当初の領域を拡げ、範囲を拡張しようとしているだけで現実を見ていない」<sup>12)</sup>。

### メディアの規制

メディア権力の暴走を食い止めるために、メディアの権力の濫用を抑制する措置が生まれる。経済的規制や法的規制と異なるメディアの特別な公的責任が、新たな法の形で生ま

れる。コミュニケーション技術の発展によりコミュニケーションの権利が分化するとともに、メディアにかかわる様々な法律(実定法)が作られていく。すなわち、企業の自己規制、行政規則、法、そして行政警察である。この機能的アプローチは、メディアの社会的責任と行過ぎた競争から、経済的・文化的側面で公衆を保護しようという家父長的側面をもっている。しかし、行政当局の細かい規制や伝送チャンネルの増大にもかかわらずメディアの供給の質は悪化するばかりで、人々の法的な救済を求める訴えは減らない。「このメディアの私的な正当化は、逆にメディアのコミュニケーションの正当性の欠陥を深め、自由のレベルにおける後退を示すものとなっている」<sup>13)</sup>とリボワは言う。

リボワは、自己規制は、社会的規制の機能的な要請に対して妥当な答えを出せない、として、その理由を法の専門家の立場で次のように批判する<sup>14)</sup>。

自己規制の手続きは、法の固有の規範的レベルで十分な検討がされない上、その妥当性の主張も袋小路に入っている。自己規制は、その規範が合理的に受け入れられることと社会的に受け入れられることの区別ができず、規範の事実的妥当性と規範の経験の実効性を規範的な正義や政治的な正当性と同一視している<sup>15)</sup>。

リボワによれば《企業の自己規制—警察行政》といった組み合わせは、認識論のレベルから見ると、生活世界<sup>16)</sup>に対する客観的態度である。企業や行政は、世の中から生まれる期待を制度化するために、公衆を企業の消費

者や行政の顧客、標準的な賃労働、組織などに帰着させるのであるが、このことはそれらの世界がもつ固有の規範的次元を薄めている。そして、この状況をリボワは、次のように特徴づける。

このような観察者の客観化的アプローチでは、法律上の規範が、規則、行政、法律、といった形態の異なるものでも同一視される上、専門家の規範も自己規制や職業上の倫理憲章や行動指針などと同一視されてしまう。このようなアプローチはそれぞれのコードの規範性を押しつけ、生活世界のしきたりを硬直化させてしまう<sup>17)</sup>。

そして、リボワは、法のこのような機能主義的アプローチ<sup>18)</sup>は間主観性を通じて国民(市民)の政治的意志を形成するという公共コミュニケーションの責任を放棄することになってしまう、と批判する。

リボワは、メディアをめぐる、機能主義の擁護者達が、受け手つまり視聴者国民に対して観察者の客観的態度をとることで、メディアが公共の利益に関するテーマの選択やその扱い方で受け手の評価を取り入れていない点を指摘する。その上で、「現代の民主主義では、規範の受け手としての社会の成員は皆が等しく規範を作る人達で、コミュニケーションと政治的参加によってその精緻化に寄与することができると思なされるべきである」<sup>19)</sup>というハーバマスと同じ立場で、次のように言う。

公共コミュニケーションの受け手は、法的共同体に参加する遂行的な態度をとるこ

とで、この法的共同体をつかさどる規範、特にアジェンダセッティング（議題設定）の作り手として見なすことができるようになる。コミュニケーションと法は、相互に前提しあっており、一方のコミュニケーションの受け手と他方の法の名宛人（受け手）は法的共同体の形成に等しく貢献し、同時に常にその作り手と見なすことができなければならない<sup>20)</sup>。

ここには、「《企業による自己規制》をめぐり、公共の利益にかかわるテーマの選択とその扱い方をなぜメディアだけに正当化するのか？ また、逆に《行政警察》をめぐって、国民の監視と参画が必要なこれらの問題についてメディアの監視をもっぱら政治—行政制度だけにゆだねておけるのか？」<sup>21)</sup>といったリボワの問題意識が浮き彫りにされている。この問題は、法的共同体の民主的自己決定という枠組みの中で、メディアが決定的なプレーヤーだけに一層重要さをますといえよう。

### 3. コミュニケーションの自由

伝統的には、公共のコミュニケーションの必要性を効果的に実現することは法律に帰せられていた。それは公共コミュニケーションがコミュニケーションに関して高められた規範的期待を制度化したメディアであるという理由からであった<sup>22)</sup>。ところがこのコミュニケーションの（実定）法は、公共空間の発展とともに次々と欠陥を露呈してゆく。その根幹にあるのがコミュニケーションの自由に対する捉え方である、トリボワは指摘する。

### コミュニケーションの自由の展開

コミュニケーションの自由論では、一般に、コミュニケーションは一元論的な活動として捉えられている。それは、肉体的精神的な個人の表現の自由と思想の市場で知的生産物をコミュニケーションのネットワークで流通させる自由の組合せという捉え方である。この概念の情動的側面の変化が、デジタル化されるデータ処理による生産である。そこからある種のコミュニケーションの自由の概念が生じる、トリボワは考える<sup>23)</sup>。

このコミュニケーションの自由の概念には2つの次元が見られる。第1は、コミュニケーションのインフラを作り利用する自由である。第2はコミュニケーションのサービスを開発したり受け取る自由である。この視点では、コミュニケーションの自由は《表現の自由の新しい形態》となり、また《表現の自由の一つの様式》となる。コミュニケーションの自由のこの理解からある種の《公共コミュニケーション》や《私的通信》の概念が生まれる。自由から生まれるこの2つの産物は、概念上、私的な法制度に基づく個人主義という同一の構造のうえにある。こうして、公共コミュニケーションの自由は、放送メディアの自由に拡大されたプレス自由となり、表現の自由と企業の自由が組み合わせられた自由となる。これに対し、私的コミュニケーションの自由は、私信の秘密と商売の自由として捉えられ、その自由はコミュニケーションの国家的ネットワーク（郵便、電報、電話等）によって保障されている。結局、コミュニケーションの自由は、当初、郵便のモデルを真似て作られ、私信の秘密によって保護された



私的自由として理解され、公共コミュニケーションはこのコミュニケーションの自由の一部とされてきたのである。

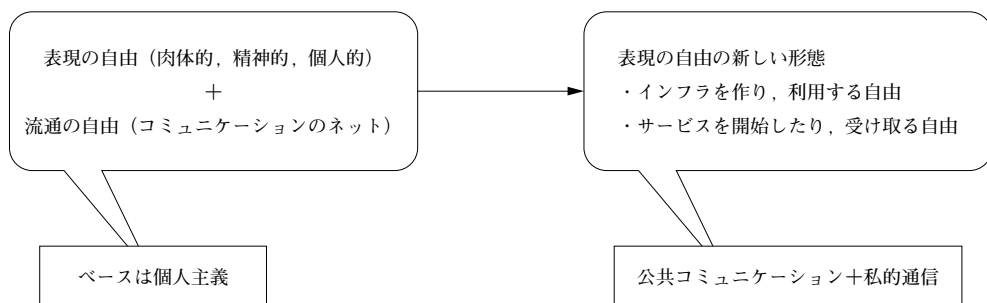
ところで、このコミュニケーションの自由は、良心の自由や思想の自由、表現の自由や言論の自由として主観的権利の発展と歩みをともにしてきた。これらの公共コミュニケーションに結びついている様々な価値が共通のものであるとしても、それらの価値は政治的哲学的に異なった土台に依拠している。そのアプローチの一つはロックの自由主義的な土台に基づいており、ここでは公共コミュニケーションが所有主の私的な自律の条件であり、結果である。公共コミュニケーションは、情報と思想の自由市場とほとんど同じ言葉である。第二のアプローチは、ルソーの共和主義的な土台に基づいており、ここでは公共コミュニケーションは、市民の公共的な自律の条件であり、結果である。公共コミュニケーションは、公民のコミュニケーションとほとんど同じ言葉である。この2つの土台が、公共空間の発展の中で共存している<sup>24)</sup>。そして、この主観的権利の中で当初から、最も重要な位置を占めてきたのが自由権である。ところがすでに見たように、これらのコミュニケーションの自由の展開は次々と逆説を生み出し

てきた。リボワは、それは、コミュニケーションの（実定）法で前提されている自由の概念に大きな欠陥があるからだ、と次のように主張する<sup>25)</sup>。

それは、まずメディアの公共空間を規制するコミュニケーションの実定法に、一貫性の欠如という技術的欠陥があることである。コミュニケーションの法によって前提されているコミュニケーションの自由の概念は、自由の個人主義的概念である。一方は、コミュニケーションの実定法によって前提されるコミュニケーションの自由の概念であり、他方は自由権によって前提される自由の概念で、ここに相違がある。

自由権によって前提とされる自由の概念は他人に危害を加えることがないという条件のもとで、各人が好きなことができる私的で消極的な自由である。そこでこの問題はこの原則の中で、自由の概念の妥当性は、自由の制度の枠の中で、どの程度その自由が行使できるかによって条件付けられていることになる<sup>26)</sup>。

図 1



## 自由の概念と自由の行使の矛盾

そこで、自由の概念を明確にするには、自由の概念を自由の行使と分けて考えなければならない、トリボワは次のように主張する<sup>27)</sup>。

自由の概念が制約を受けなくても、自由の行使には制約を課すことができる。自由の行使は、その行使の平等を保障するために各人に対し制限することができる。つまり、自由の行使をすべて制限しても、その制限が自由を拡大させ、進化させる限りにおいて、原理によって自由の概念の制限ではない。問題は、自由の行使に加えられる制限がどこまで受け入れられるかであり、これは、法制度の中で、自由の原理に従ってなされなければならないものである。

リボワは1789年の人権宣言の中に明記された自由、——《自由とは、他人に危害を加えないこと、すべてができる点にある：こうして各人の自然権の行使は、社会の他のメンバーに同じ権利を保障する。この境界は、法によってしか決められない》——が、情報と意見の多様性へのアクセスを含む表現の自由を各人に保障するために、その同じ自由を制限を加えることが必要となっていることを指摘する。そして、アメリカの法学者ロールズの考え方《自由の制限は、自由そのものにとって制限が必要となきのみ正当化される》<sup>28)</sup>を引用する。

そこで、リボワは、次のように言う。

結局、ロールズが述べていることは自由の制度としての自由の概念は、様々な個人

主義的自由がどう共存できるかという問題にゆきつく。自由権によって前提されている自由の概念は、公権力の介入を要請することになる。具体的には、メディアの所有や個人間の自由な契約を制限したり、独占を阻止する手段がある。しかし、逆に、この自由はそれを保障する必要のある手段の範囲を定めることしかできない。つまり、その自由は、その中身を規定するためのいかなる原理も提供していない。自由の概念は、その原則において、他者を損なわないという条件で人は望むことができるとするが、その可能性としての自由の概念が自己崩壊する。……このような状況は、自由の抽象的概念の産物である<sup>29)</sup>。

自由権に基づくコミュニケーションの法の矛盾を際立たせているものとして、リボワが特に注目するのは、ドイツ憲法裁判所が下した次の判断である<sup>30)</sup>。

ドイツでは、放送の自由として、憲法の条文の中に「ラジオとテレビの自由」が書き込まれているが、この自由の解釈をめぐるドイツの憲法裁判所は、放送に関する規則は、放送事業者のコミュニケーションの自由とぶつかるものではない。むしろ、放送に関する規則は、受け手が平等に保護されるよう、受け手の自由を制度化しているとの判断を示している。

そして、この判断について、リボワは国内法のレベルで憲法的な価値をもっているこの多元主義の原則が、現実には、個人や法人、さらにメディアの表現の自由に制限を加えて

いると、個人主義的自由に基づくコミュニケーションの実定法の矛盾を指摘する<sup>31)</sup>。リボワによれば、ここに見られるプレスとラジオ・テレビの自由は、結局は、公共コミュニケーションとしてのコミュニケーションの自由の制度化であり、表現の自由の制度上の形態ではない。そこで、リボワは、このようなやりかたを次のように批判する<sup>32)</sup>。

《公共の利益》の概念によって多元主義を立法的に制度化することは、多元主義制度を公的管理の裁量やメディアの専門家のギルド、さらに憲法判断の家父長主義に委ねながら、抽象的には個人の表現の自由を制限することになる。それでは、コミュニケーションの規制の欠陥を埋め合わせることができない。

リボワは、コミュニケーションの法で前提される個人主義的概念の限界とコミュニケーションの自由の制度の難問は、人権をめぐるヨーロッパ司法裁判所の法解釈（判例）等様々なケースで見られると次のように言う<sup>33)</sup>。

法律の専門家の意見によれば、コミュニケーションの法は、方法論的に見て統一性のとれたものではない。法律の規定の多様さ、管轄地域（一国、ヨーロッパ、世界）、介入の形態（法律、規則、行政手法、裁判等）などを一つの制度に体系化する共通原則を引き出すのが困難である。また、コミュニケーションの実定法には、競争と結びついた通信法に技術上の無差別の考え方があり、他方で、行政警察と特例法による公共サービスの歴史的概念の継承である自己

規制と結びついた権威主義的な硬直があり、《規制を緩和すべきか、強めるべきか》というジレンマに法の専門家は直面する。

リボワによれば、コミュニケーションの自由に関する憲法解釈の中心にこの明白なジレンマがあつて、これらの解釈は、一方で裁判や専門家集団の温情主義に自由の発展をゆだねてしまっている家父長的アプローチと、利害が競合する事案をケースごとに慎重なバランスをとる物質主義的アプローチがはっきりと見られるという。このような状況は、実定法の規定による自由の概念に対して行政や裁判の苦境を露呈したものとなっている。

このようにコミュニケーションの実定法の欠陥を指摘して、リボワは、多元主義によって表現の自由が制限されないためには、コミュニケーションの自由をどう扱うべきかと考える。結局、それは、自由の個人主義的概念から抜け出て、自由の視点の変更を求めることになる。

## 自由の共同体的概念と

### コミュニケーションの自由

現代の自由の様々な形態について検討した末にリボワが辿りついた結論は、自由の共同体的概念であった。それは、政治的共同体が自由に基礎づけられた共同体であるならば、政治的共同体を構成する自由の概念とはどのようなものになるかという課題に答えようとするものである。そのため、このコミュニケーションの自由は、「コミュニケーションが目指している発話内的なやりとりの枠組みの中で、他の個人に関し、もはや個人の自由ではなくて、2人の個人がコミュニケーション

するとき起きることについての概念となる」<sup>34)</sup>。そこで、リボワの議論を追うことにする。

20世紀の言語哲学はコミュニケーションの中に3つの次元、すなわち発話の次元、発話内の次元、発話媒介的次元があることを発見した。そして、発話内の行為は慣用・慣習的特徴をもつ一方で、発話媒介的な目標を追い求める行為は発話内行為と両立せず、そうすることでコミュニケーションを食物にすることを明らかにした。ハーバマスは、これらをさらに進めて普遍的語用論<sup>35)</sup>を展開し、発話内の次元は、2つの主体が行動を調整し、同時に行為規範を互いに理解しようと努めるとき、コミュニケーションメディアによって作り上げる相互承認の関係を回復する点に注目した。これは、コミュニケーションの自由の間主観性的な把握である<sup>36)</sup>。

ところが、コミュニケーションの発話媒介的次元が発話内の次元の犠牲によって、優先された場合、発話媒介的次元は相互理解をへずにコミュニケーションの手段を用いて、コミュニケーションの効果を狙うものであるから、ここでのコミュニケーションの利用はコミュニケーションの自由に従っていないことになる。そこで、「一人芝居の主体の自由の概念ではなくて、2人の主体が世界の中で何らかのものについて、コミュニケーションによって了解しあうときに生まれるものの概念が、どうしても必要になる」と、リボワは考える。それは、公共空間の中にある直観を説明できなければならない。発話内の自由の概念としてのこのコミュニケーションの自由は、まず初め個人から出発して理解されるものではなく、即そのものから始まって理解さ

れなければならない。自由に関する視点の変化が前提となってくる。それは、もはや個人から出発して考えられるものではない。こうなれば、この自由は、論理的には自由の個人主義的形態に先立つものとして位置づけられることになる。

そこで、リボワは、この自由について次のように説明する<sup>37)</sup>。

自由は、もはや他人に対する個人の視点から考察されない。むしろ、様々な個人が一緒になって作り出す共同体の視点から考察される。この共同体は、構造的、文化的、制度的な枠の中で人々がある種の実現の可能性を認め促進し、あるいは逆に排除するような共同体である。そこでは、各人の自由の開花が共通の目標にならなければならない。《共同体的自由は社会の制度と実践を通じ、また市民が関心と習慣を通じて自分自身についてもっている考え方を通じて共通の目標にするという自由である。》つまり、重要なことは、ある共同体の中で文脈と構造や文化、制度（社会学的、法的、政治的、経済的）の組織が個人やグループの自由を実効性のある形でどの程度促進するのか、縮めるのかを定めることである。《方法論的共同体主義》によって《実際に変わるものは、意味的内容というよりは、方法論的視点の出発点である》

リボワは「現代においては、自由の個人主義的概念と共同体主義的概念、そして自由の公共的概念と私的概念が、交互に自由の具体的概念としてはっきりと姿を現している」と、言う。そして、政治の文化の中に沈殿してい

る倫理的直観を正しく言い表すためには、現代における自由を4つに整理する(表1参照)。この中で共同体的公共的自由こそが、コミュニケーションの自由を概念化するのに必要な、自由の個人主義的でない現代的概念であることを、リボワは主張する。もちろん、その他3つのタイプの自由も共存している。しかし、それらは、当初、自由の概念が登場した頃と比べて、現代という時代の中で、それぞれの比重が大きく異なっている点を想起すべきだと、リボワは言うのである。

自由についての共同体的公共的概念が定まれば、おのずと今度は、より深い直観の特別の側面に、個人主義的自由の間主観性の観点が含められる必要がある、と次のようにリボワは言う<sup>38)</sup>。

それは、個人主義的な規準でない公共的に考えるコミュニケーションの直観である。その直観は、歴史や世代を乗り越えた通時的、共時的で横断的な文化のコミュニケーションでなければならないだろう。それはパースの記号学が明らかにしたように、人間同士がコミュニケーションできるように、論理的には人間そのものが記号として

捉えられることであり、コミュニケーションの自由が特別の主観的な結びつきなしで考えられることを意味する。つまり、自由の個人主義的でない概念が、同じように自由の主観的でない概念とならなければならないのである。

結局、この相違は、自由の間主観性の概念と自由のコミュニケーション的概念の相違である。自由の間主観性の概念としての《コミュニケーションの自由》は、コミュニケーションの自由の個人主義的概念の中にまだとどまっている<sup>39)</sup>。ところが、自由のコミュニケーション的概念は、コミュニケーションの自由の個人主義的でない特別の概念を含んでいるのである。

では、自由のコミュニケーション的概念は、コミュニケーションの自由の個人主義的でない真の概念を得るために、自由の間主観的概念に何を付け加えなければならないのか? リボワは、カントとヘーゲルの著作を辿りながら、公衆が公法を通じて主権者としての人民に成長してゆく議論に注目し、この過程こそが、コミュニケーションの自由としての国家の深化の結果である、と捉えるのである。

表1 自由の概念と自由の4次元 (B. リボワの記述から製作)

	私的自律	公共的自律
個人主義的自由	<b>個人主義的私的自由</b> ・消極的自由=自由の私的側面 《私はどこまで支配されるか》=法的自律 ・私人の契約 妥協による交渉 ・ロック	<b>個人主義的公共的自由</b> ・積極的自由=自由の公共的側面 《私は誰によって支配されるか》=政治的自律 ・自由の間主観性的概念 ・ルソーの一般意思 ・J・S・ミル
共同体主義	<b>共同体的私的自由</b> ・ロールズ	<b>共同体的公共的自由</b> ・自由の個人主義的でない概念 ・発話内的自由 ・トックビルの政治的自由

ここに、リボワは、共同体的側面と公共的側面という2つの側面がコミュニケーション的に相互前提の論理に従って、内的に結びつけられてゆく姿を見る。「つまり共同体的側面と公共的側面の相互前提としての自由のコミュニケーション的概念は《主観的自由》と《コミュニケーション的自由》の個人主義的相違を飲み込んでしまうのである」<sup>40)</sup> というのである。

### 公共コミュニケーション

《公共コミュニケーションとは何か?》という問いは、結局、《自由なコミュニケーションとは何か?》といった視点から理解されなければならないと、リボワは次のように言う<sup>41)</sup>。

形式的には、自由なコミュニケーションは2つの側面を含んでいる:すなわち、消極的には、自由なコミュニケーションは制度的なすべてのゆがみや構造的な暴力がないコミュニケーションである。積極的には、自由なコミュニケーションは、その固有な原理に従って定まるコミュニケーションとして捉えられる。その原理が存在するとすれば、内容について2つの側面をもつだろう。すなわち、主観的には言論の自由、客観的にはコミュニケーションの自由である。そして、公共コミュニケーションは、民主的共同体に参加する人々の内的視点から出発して考察される民主的共同体の中心にある。

これをダイナミックな観点から捉えるために、リボワは、自由なコミュニケーションは政治の記号過程である、とパースの記号論を

用いて説明する<sup>42)</sup>。

記号過程(セミオシス)は、記号、その対象、その解釈項の3要素の協力・共同による相互行為ないし相互影響であり、この3項関係による影響や結果を、どれかひとつの要素に帰着できないものである。政治の記号過程は、世論のために政治的対象を表現する無限の循環である。記号による表現は、ある人にとって何かの代わりをするものであり、その表現を通じて、人々は直接結びつけられ、相互に規定されてゆく。ついで、コミュニケーションの中で政治的なものの表明やテーマ化、論点化が行われる。最後に、コミュニケーションの結果として、世論が政治的なものの表現の受け手として生まれる。これをパースは、《人々は最終的な解釈者である》<sup>43)</sup> と言っている。

このことは、最終的な解釈者である公衆があらかじめ参加者の遂行的態度を採用するとき、このゆがみを取り除かれ、政治の神秘的形態のベールがはがされることを意味する。それは、現代の法的共同体そのものを《記号》、《表象制度》、記号的仲介によって、形成され、維持され、承認される意思、とみなすことになる。公共コミュニケーションは、ふさわしい表現の仲介を通じて政治の記号過程の無限の連鎖によって決定されることになるのである<sup>44)</sup>。

こうして、リボワは、民主的共同体は、その固有の内的論理、つまり政治の記号過程という独自の内的論理をもった統一体と捉えるのである。

## 社会権と人格権としての

### コミュニケーションの自由

現代国家の歴史的発展の中で人の権利は、基本法である憲法的資産の中に少しずつ統合され、市民的権利や公民的権利、さらに社会的権利などの基本的権利として展開されてきた。こうした中で、コミュニケーションの自由は、これまでのところ表現の自由の形態、つまり市民権と政治の権利（参政権）の合成として捉えられてきた<sup>45)</sup>。これは、一般に自由の個人主義的概念に基づくものとされてきた。

これに対して、情報の自由な流通や思想の自由によるアプローチは、急速な技術革新や時代の変化という文脈の中でコミュニケーションの自由や権利を捉えることは不十分だとし、リボワは、コミュニケーションの自由を公民の社会的権利と人格の精神的権利として再構成することが必要であると主張する<sup>46)</sup>。

リボワは、まず、現在、基本的権利の主要な一つとなっている社会権が、本来相容れない市民権や公民的権利からどのようにして生成されたかを見る。そこで、イギリスの社会学者、T. S. マーシャルによる基本的権利の形成についての分析に注目する<sup>47)</sup>。

権利をめぐるのは、一般に、まず専制的とされる国家権力に対抗するものとして、個人に対して社会領域で公権力の不介入を保障する《国家からの自由》いわゆる自由権が挙げられ、それは法的には市民権であり、私的自律を表現したものでもある。他方で、民主的に捉えられる国家権力から出発して、この国家への政治参加など公権力に対する権利として公民的権利が挙げられる。これが《国家に

よる自由》であり、公民的自律である。これらの概念が近代市民革命の時代に生まれたことは周知の事実である。

マーシャルは、市民の資格が一つの共同体への所属と共通の文化への忠誠に基づくものと捉え、この市民の資格の内容である基本的権利が市民革命以降、どのように変化して行ったかを追跡した。最初に市民権、次いで政治的権利が認められてゆくが、この二つだけが伝統的に市民の資格と同一視されていた。しかも、すべての個人がこれらの権利を享受していたというわけではない。その後、社会権が認められるようになって、市民の権利や政治的権利が同時に付与されるとは限らなかった。貧しい者の要求は、市民の権利の要素には含まれず、それらの権利に代わるものとされた。状況によっては、貧しい者は個人の自由結びついた市民権や投票する政治的権利さえ失いかねなかった。つまり、市民権や政治的権利と社会権が、当初は市民の資格としては、対立していた。しかし、それでは、法律上の対等な資格を形式的に承認するだけでは十分ではなかったから、その後、社会権は、対立していた市民権や政治的権利をテコにした戦いで、市民の資格として基本的権利に組み込まれてゆき、現在の姿になっている。こうして、いかにして社会権が政治的共同体の無条件の付属物として法制度化されたかが明らかにされているのであるが、ここで、強調されているのは、市民の資格である基本的権利は、自由の個人主義的概念から直ちに派生するものではなく、市民の資格の共同体的、公共的概念から栄養物を吸収している点である。政治的主権と主観的権利は相互に強化しあっているということである。

そこで、リボワは次のように言う<sup>48)</sup>。「結局、権利の体系の発展は、契約の論理に従っているのではなく、市民の資格という論理に従っている。市民の資格の論理は民主的共同体の成員であるという考え方であるが、契約の論理は、公共的であれ私的なものであれ、権利をもつこと、その所有者であることの特権を認めさせることである。権利を導く原理は、自由と平等の関係であるが、市民の資格の論理では、自由が平等の条件であるのに対し、契約の論理では、平等が自由を可能にする。つまり、第1の仮説では、現代の自由は当初、共同体的であり、第2の仮説では、当初から、自由は個人主義的である」。

**人格権** 現代のコミュニケーションの自由の問題は、メディアの支配の中で、プライバシー-私生活をめぐり、公と私の問題も提起している。ここでもリボワは、自由の共同体的概念が不可欠であることを強調する。そこで、リボワが目指すのは、プライバシーの権利をめぐるF.リゴアのアプローチである<sup>49)</sup>。リゴアはアメリカやドイツなどの最高裁判所の判例を分析して、私生活の概念と人格に結びついた様々な属性を再構成した。

リゴアは次のように論理を展開した<sup>50)</sup>。人格の属性の利用を市民権のモデルに基づいた行使と捉えるのは無理がある。まず、私生活の保護の対象は、抽象的な個人でなく、その特異性における人格である。その人格は2つの属性、すなわち、財産的、経済的側面と財産以外の精神的価値をもつ。しかし、論理的観点からは、人格の属性を所有物として捉えることはできず、人格をモノと同じように関係づけるのも無理である。かといって、その

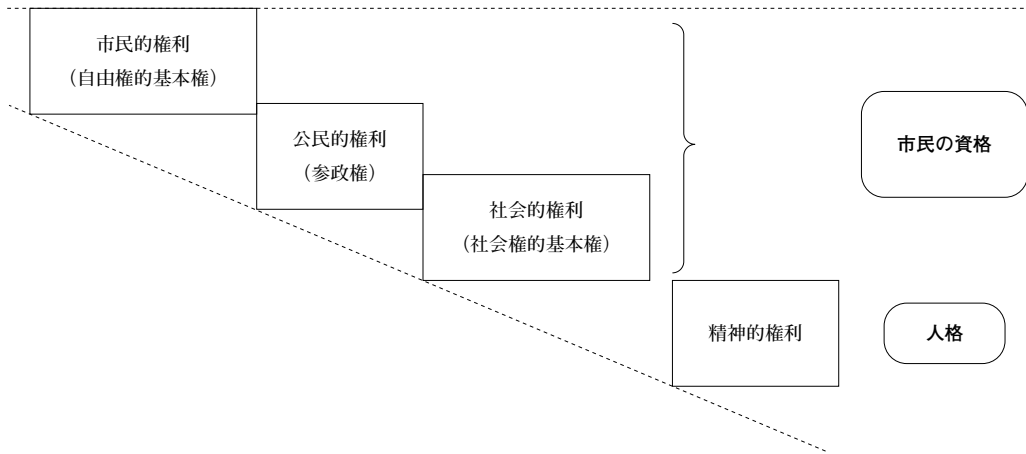
ことが人格の属性の財産的側面や商業的利用を排除することにはならない。私生活と人格という異質の財の保護は、法に属しながら、私的な自律と公共的自律の2つの側面を含む自由の社会的承認として理解されなければならない<sup>51)</sup>。つまり、人格の属性として法律が保護するものの中には、《制限》と《解放》という2つの側面がある。制限は、当事者が認めないような人格の属性を公的コミュニケーションに乗せることを禁じ、商業的いかなる問わす主体によって定められた条件を充たすコミュニケーションのみを保障することである。その実現の条件は、その選択が純粹に自らの判断にゆだねられることを保障する点にある。

私生活が、法によって保護される自由であるとすれば、私生活は法の論理に従わねばならない。そこで、リゴアは、法的に保護されるものは、権利として、自分でかって気ままに処理できるものや財産のような、そのような厳密な著作者の人格ではないが、《自由》や《人間の尊厳》と呼べる原理・原則である、という次の結論に達した<sup>52)</sup>。「私生活は、法的に保護された自由である。私生活の保護は、絶対的、財産的な権利ではなく、自由である。《法的な自由は、権利と異なって、曖昧さによって特徴づけられる個人的自律の領域を定義する。すなわち、法が憲法的あるいは国際的規範の尊重と両立する仕方では禁じていないことすべてをする自由である》」。

実定法によって保護される自由としての私生活は、主観的側面と間主観的側面を含んでいる。一方で、主観的側面は、財産的ベースの上に作り上げられる社会的関係、つまり人格の属性の商業的利用を含み、他方で社会的



図2 基本的人権・主観的権利の拡大・深化



関係の欠如、つまり特異性の中に埋まりこんだ孤独を含んでいる。この法的自由の間主観的側面は、一方で自発的で無私のベースで築かれる社会関係を含んでおり、他方、公共空間の自律的發展に寄与するのに必要な人格の承認を含んでいる。自由としての権利による私生活の保護に価値があるのは、その保護が法的共同体の中で、その特異性の再生産を可能にするがためである。公共的实现を通じて、人格は特異性として、具体的な個人として再生されるのである。

このような自由をどう理解したらよいか？  
リボワは、次のように言う<sup>53)</sup>。

市民権と主観的権利によるアプローチに対する批判は、私生活が個人主義的で抽象的な自由ではありえないことを前提とするのである。個人が人格として自己決定する具体的な共同体に参加しないような抽象的な個人は存在しえないのである。これに対して専制と外部からの不法な介入に対する闘いのレベルでは、集団的な自由は作り出

せない。個人の自決は、自由の原理の下で、人格の精神的側面が尊重されながら、法あるいは商業的、私的さらに公共的貢献を通じてなされるのである。

結局、マーシャルとリゴーは、主観的権利の制度を抽象的には、市民的権利と公民の権利として構想しながら、主観的権利の体系を現代の民主主義社会の考え方にそって法的共同体の参加者の視点から展開させている<sup>54)</sup>、とりボワは捉える。

こうして基本的権利としての社会的権利と精神的権利は、自由の制度としての主観法の制度の2つの具体的側面として、位置づけることができるようになった。そこで、コミュニケーションの自由の個人主義的でない側面を主張するリボワは、コミュニケーションの自由を市民的権利からではなく、社会権と人格権の視点から再構成したのである。

### コミュニケーションの公法

コミュニケーションの法が、コミュニケー

ションの自由を制度化するものであると考えるならば、言葉の理想的状況<sup>55)</sup>を効果的に実現するために、コミュニケーションの実定法は、人々に認められた法的な特権を実り豊かにできなければならない、トリボワは考える。それは、自由で対等なパートナーとして人々が互いに認め合う《言葉の理想的状況》だけが、すべての構造的ゆがみのないコミュニケーションとしてコミュニケーションの自由の考え方に辿りつく可能性があるからである。リボワは、次のように言う。

自由の制度としてのコミュニケーションの法は、コミュニケーションの独自性に関して道徳的な直観を見つけ、また公共コミュニケーションの法として、それを制度化する責務を担う。ところが、公共コミュニケーションの法の中でコミュニケーションの規範的な理想を実現するということは、法律的には普通法を超えた規定によって表される<sup>56)</sup>。

近代のドイツの哲学と法律の伝統（カント、フィヒテ、ヘーゲル）は《公法》を政体としての法の規範的概念と呼んでいる。この哲学的呼称は、抽象的な理想主義に蒸発せずに、また機能主義的な変質を甘受せずに、自由の制度として規範的妥当性の意図を実定法の事実性の次元に関連づける長所がある。この土台の上に、コミュニケーションの法の規範的概念としてコミュニケーションの公法は、実効性と正当性の二重のレベルで、メディア制度の民主的規制の限定条件を定めるものとなる<sup>57)</sup>。

法は、理性に根拠をおかなければならない。つまり、受け手の観点から、また自由の観点から正当化できなければならない。公法であるということは、理性の法として公開制に従わなければならないということである<sup>58)</sup>。

リボワは、コミュニケーションの法が単なる自由でなく、コミュニケーションの自由に基づけられるべきこと、コミュニケーションの自由を前提とすべきことを次のようにして強調する。公法となるコミュニケーションの法は、自由一般（＝法の土台としての自由）を前提としている。これは超越的な自由で、仲介的にしか体験できない。これに対して、コミュニケーションの法から生まれる自由は、公共コミュニケーションとしての自由である。結局、コミュニケーションの法が超越的な自由、本質根拠としてのコミュニケーションの自由における理性に基づいているという想定は知覚できず、ただ考察ができるのみである。このようなものとして、コミュニケーションの自由は、自由のコミュニケーション的概念と考えることができる<sup>59)</sup>。

さらに、公共コミュニケーションの法となる公法と他のコミュニケーションの法との関係は、リボワによれば次のようになる<sup>60)</sup>。公共コミュニケーションの法は、公共サービスの抽象概念にならって、理想主義の形態に基づいて構想される。そこで、公共サービスが普通法に属さない非国家的活動を前提にするのと同様に、コミュニケーションの法は、私的なコミュニケーションに限定されず、また公共コミュニケーションと同一視できないコミュニケーションの社会的活動を前提とされ

なければならない。その結果、公共コミュニケーションの法は、今度は公法と見なすことが必要となる。すなわち、公共コミュニケーションの法はコミュニケーションの公法を前提とすることになるのである。コミュニケーションの公法は、メディアのコミュニケーションの法と互いに両立しなければならない。公共コミュニケーションの法とメディアのコミュニケーションの法は、コミュニケーションの公法の枠の中で相互の両立、さらに一致を前提とする。

こうして、コミュニケーションの公法は、私人間のコミュニケーション、メディアのコミュニケーション、公共のコミュニケーションを対象にしており、公と私の相違を構造化させるものとなる。

一方、コミュニケーションの法が公法として検討できるのは、対象者が便益を受けるコミュニケーションの自由が拡大され、主観的権利が各人の自由を縮めることなく、コミュニケーションの実定法が巻き込まれている矛盾を取除き、きちんと再整理されなければならない。

つまり、自由の制度としての主観的権利の体系がかかえる問題は2つある。それは、一方で、様々な受け手に対して、同じ権利をどのようにして確保するのかという問題であり、他方で同じレベルの様々な権利の間でその両立をどう確保するのかという問題である。たとえば、それは表現の自由の権利と情報と思想の多元主義の原則を確保するために、個人の権利と私的な自由の相互共存性を保障するために別の原則が前提されなければならないという矛盾となって現れている。

以上のような問題を解決するために、取り組むべき課題について、リボワは次のように述べる。

コミュニケーションの公法は、コミュニケーションに帰属するすべての権利と自由を包み込むものでなければならない。重要なのは個人主義的自由とすべての権利を単に寄せ集めるのではない概念を仕上げることである。そのためには、まず市民的、公民的、そして社会的な基本的権利のカテゴリーを通じて権利の課題に取り組むことであり、この作業は未だ未完成である。それは、マーシャルによる主観的権利の分類を超えたところみであり、重要なのは、市民の資格としての基本的権利の定義に挑戦することである<sup>61)</sup>。

いまや、権利の体系と見なされるこのコミュニケーションの公法の内容は何であるのか？ 我々がコミュニケーションの公法の3つの支脈に結びつけることができる主観的権利とはどのようなものなのか？ リボワによれば、次のように整理される<sup>62)</sup>。

- (a) 私的なコミュニケーション：考える（思想）の自由、良心の自由、宗教の自由、創作の自由、通信の秘密の権利、私的所有権、公表の権利。これらのものは、F. リゴーの意味で《人格の財》に広げることができるだろう。すなわち、私生活の保護、肖像権、氏名の保護の権利、住居不可侵の権利、推定無罪の権利などである。
- (b) メディアのコミュニケーション：表現の自由の積極的権利、言論の自由や（人、財サービス、データ等の）情報を流布する自

由の権利を形成するものとしての受け手の（受動的）権利，検閲と事前承認の禁止，法をめぐる討論の出版や公表の自由，行政府の資料・記録へアクセスする権利などがある。この範囲を企業の自由や居住の自由，サービスの給付を受ける権利，知的財産保護を受ける権利等に拡大することができよう。

- (c) 公共のコミュニケーション：集会の自由の権利，結社の自由の権利，請願の権利，政府への釈明を求める権利，国民投票の権利は，情報の独立，正確さ，不偏性に関して，公共サービスの原則，ジャンル，テーマ，人，財源の多元性の承認等を保障している。我々は，この範囲をメディアのコミュニケーションの特定のオペレータに対する積極的な義務（特に資金的な義務）に拡大できる。これらの法律的規定は，様々な手段を取り入れることができるだろう。すなわち，民法や刑法の歴史的な特別の権利，企業の自己規制，行政警察，公共サービスなどがある。これらの様々な手続きは，公共コミュニケーションに結びついた価値の法的制度化を確かなものとし，コミュニケーションの法の公共的仲介によって，人格と市民の資格に具体的な内容を与えることになる。そして，今度は，番組やサービス，文化財など様々な成果や放送，コミュニケーションのネットワーク，メディア，また芸術や宗教学者などの組織が市民的公民的な様々な権利の応用として説明される。そしてこれらは法的共同体の倫理的実を豊かにするのである。

コミュニケーションの公法概念を精緻化

する作業は，コミュニケーションに結びついた様々な権利を，我々がもっている権利を侵害せずに，互いに関連づけながら位置づけてゆく。このようにして，コミュニケーションの公法は言論の自由の制度として構成されることになる。

リボワのこのアプローチがめざしているものは，結局《公共の利益》の曖昧な基準や《情報に対する公衆の権利》に法的な内容を与えようというものである。それは，一方で，政府の行政裁量に依存する家父長的な態度に陥ることなく，他方でメディア業界やメディア企業の要請によってなされるすべてを経験にゆだねる経験主義に陥るのを防ぐ。コミュニケーションの実定法のこの秩序化は，同様にメディア制度の規制の機能的手続き（自己規制，取り締まり行政，活字のプレス等の歴史的権利，公共サービス等）の活用やその位置づけを通して制度的側面に現れることになる。

リボワは，強調する。「公共のコミュニケーションは，ふさわしい表現の仲介を通じて政治の記号過程の無限の連鎖によって決定される」。それは，公共のコミュニケーションが，具体的な仲介を通じて実現されるということである。そこでリボワは公共コミュニケーションと公共サービスの関係について次のように言う<sup>63)</sup>。

公共サービスは，公共のコミュニケーションを実現する任務をもち，法律に定められる組織である。公共サービスの原理の学説の再構成は，公共サービスを制度化する組織の視点から見たとき，公共コミュニケーションに合理性を保障し，また骨組みを

与えることになる。別の言い方をすると、公共サービスの原理は、単に必然的な関係のない組織の属性や様式ではない。公共サービスの原理は公共コミュニケーションと同じ資格で共同体的及び公共的自由の結果と産物であり、自由のコミュニケーション概念の結果と産物である。この自由は公共サービスを通じて制度化される。

こうして、リボワは、公共コミュニケーションが、公共サービスの具体的な仲介を必要とすることを明らかにし、市民的コミュニケーションと異なることを強調するのである。

## II

### 公共放送を捉え直す

「コミュニケーションの公法は、その考え方にそって行動システムと見なさなければならない。つまり、現実の中に成果を得ることが出来なければならない」<sup>64)</sup>。そこでその役割を果たすのが、視聴覚の公共サービスである。しかし、それは、従来の歴史的な公共サービスと異ならなければならない。従来の公共サービスは、民主化の一層の進展と技術の革新の中で、新たな対応を迫られているからである。

リボワは、視聴覚の公共サービスに対する主要な批判を2つ挙げる。第1は、供給される番組サービスの総合性に関するものであり、第2は、機能主義的アプローチから行政警察と同一視される公共サービス組織の形態に関するものである。これらは、視聴覚の公共サービスの特権が正当かどうか、制度の実

効性はどうか等の問題を提起しており、リボワは、公共サービスがこれらの批判に答えられるためには、現代の経験的变化、デジタル革命と情報社会に通じていなければならないことを、明らかにする。

### 1. 公共サービスとは何か

引き続き視聴覚の公共サービスが、その役割を担うとすれば、まず公共サービスの概念を明確にし、公共サービスに対する批判に答えなければならない。リボワは、これを、主にフランスの公共サービスの検討を通じて行う<sup>65)</sup>。

#### 公権力特権

まず、リボワは、通常、公共サービスと呼ばれているものについて、その組織や給付されるサービス、活動などについて調べる一方、公共サービスの定義の歴史的変遷を概観する。フランスでは、公共サービスは国家建設の要であり、多くの意味が詰まっていることがわかる。また、公共サービスの定義が、歴史的に見ると、3段階を辿っており、そこには規範的な捉え方と機能的な捉え方がある<sup>66)</sup>ことが明らかになる。しかしそれにもかかわらず、公共サービスは、「公共の利益に属するものとして宣言されるある種の社会活動の上に同格の単純なラベルを張り付けることに帰着されており、公共サービスに法的概念としての資格を与えるためのいかなる法的規準も存在しない<sup>67)</sup>」。だが、その一方で、サービスの形態や、給付されるサービスの種類、その組織や活動も様々で多岐にわたる中で、これらに共通するものとして公権力特権が見出される。

公権力特権とは、強制力によって一方的に認められた活動の法的手段の全体で契約とは区別される。それは法的手段を借用する行為である。公権力特権がなければ、公共サービスはその使命の遂行に必要な手段を断たれる。また、特定の利害の上に対して全般的な利益を優位にする存在理由を失う。公権力特権のない公共サービスはもはや理論的、実践的な意義を全くもたない。

国家の義務を果たすために必要な強制手段がなければ、公共サービスはその一貫性を失うであろう。こうして、リボワは公共サービスと公権力特権の組合せの根本的な利点は、公共サービスの実効性の概念の中にこそ、その役割があると考え。2つの要素を分離してしまうことは完全に非論理的な結果をもたらすことになるのである。

## 社会的有用性

では、公共サービスなる資格は、どのようなものであろうか？「公共サービスの法的概念を定めるのを可能にするものは、公共サービスの資格として不可欠な国民の利用である<sup>68)</sup>」と、リボワは言う。国民のこの利用、この公法関係は2つの側面をもっている。機能的観点からは、それは社会の相互依存の実現と発展をめざす。規範的観点からは、それは公共サービスの原則によって特徴付けられる。公共サービスのこの原則は、国民の利用をベースに社会の相互関係の実現と育成の機能を効率的に確保するために、フランスの行政法の解釈と学説によって練り上げられたもので、継続性、平等性、柔軟性の3つである。

これらはまた、公共サービスを制約する条件でもあり、すべての公共サービスは、この

原則によって定められる。その中で特に重要なものは、すべての公共サービスはその行使において制約がある点である。つまり、別の社会的活動に対して正当性を保つために、公共サービスはその制約に従わなければならないのである。

さらに重要なことは、公共サービスのこれらの原則は、公共サービスの法律制度と混同されてはならず、あくまでも社会的相互関係の実現を担う公権力の発現という点である。公共サービスは普通法の特例法制度に基づいている。すなわち、その組織、機能、コントロールは、行政法と固有の法解釈、行政審判の管轄に帰属する。「公共サービスの法は、給付による公衆の利用を促進しながら、公衆の利用を組織する様々な規則の総体である。この考え方に従えば、公共サービスの法は公法である<sup>69)</sup>」。

こうして、リボワは、公共サービスは、機能的には国民の利用であり、抽象的には《公法の関係》である、と定義する。そして、公共サービスを区別する尺度は、異なる様々な構成要素の間に作られる公法関係であり、それは、具体的な公共サービスから生まれる組織と活動となる。公共サービスの関係は、一方の公権力の要請と他方の公的決定と規制の関係の中で、具体化される。

## 公共サービスと行政警察

リボワは、アングロ・サクソンの伝統は市場が効果的に機能するよう、その監視役として行政警察を活用するとともに、市場の欠陥を埋め合わすべく、公益企業体論を発展させているのに注目する。この自由主義のアプロ

ーチにも、公共サービスに似た公共的利用という考え方が用いられている。

大陸ヨーロッパの公共サービスの歴史的伝統と比べた重要な相違は、社会的な要求（必要性）に応じ、一般的利益の目標を実現するために市場と民間の発意に最初から推定的な好意を寄せていることである。逆に、大陸の伝統は、社会の必要性と相互依存関係を満たすために、国家部門に特権を与える伝統をもっている。そこでリボワは次のように述べる。

アメリカは、国家に対する自由主義的アプローチから出発して独自の公共サービスを見出した。これに対してヨーロッパの国々は、王権的つまり国家のアプローチから出発して公共サービスを作り出した。このような考え方の相違が、アメリカの場合、民間の自由の尊重の中で一般的利益の活動を行わせる公益企業とこれを監視する行政警察という組合せを生み出したのである<sup>70)</sup>。

ところが、最近では、フランスにおいても規制緩和が進む中で、公共サービスの定義について、最高行政裁判所であるコンセイユ・デタが《組織上の公共サービス》と《機能上

の公共サービス》を区別し、行政警察と《機能上の公共サービス》が、あたかも類似のものという印象を与えている。これに対し、リボワは、これはひどい混同であるとして、次のように言う。「《組織上の公共サービス》は、公共サービスを特定の歴史的時代を実現したものであり、公共サービスの基準ではない。他方《機能上の公共サービス》は公共サービスではなく、民間の自由の尊重の中で行政警察に従わせる一般的利益の活動に過ぎない<sup>71)</sup>」のである。

では、行政警察と公共サービスの共通点は、そして相違点はどこにあるのか？ リボワは、次のように整理する<sup>72)</sup>。まず、行政警察は公権力としての国家を前提とする。行政警察と公共サービスは、構造的に同じ構成要素をもっている。行政警察と公共サービスは、同じものについての異なる視点だから相違はない。行政警察と公共サービスは、国家の中で機能的にたとえ区別があったとしても分離できないものとしての公共政策の2つの異なる形式である。

行政警察は、主観的には規制に見える。また公共サービスは、“解放”として表される。そのどちらもがなければ、必然的に抑圧的な

表 2 行政警察と公共サービスの相違

行政警察	公共サービス
公権力特権をもつ	一般的利益の実現、公人、集団への給付、集団的表象、国家
観察者の客観的態度	参加者の遂行的態度
所有者の私的自律	市民の公共的自律
規制機能的側面	自由と倫理生活
私法、行政法	公法

ものになる。行政警察は、一般の利益という目標の実現によって個人主義的私的自由を制限する。しかし、コントロールの手続きが正当とあれば、各人の私的自由を保障するから、行政警察によって行使される制限はそれ自体では決して抑圧的ではない。そして、公共サービスは対等の自由の条件を豊かにするものとして、民主的法治国家を深め、行政警察に前提される公権力の国家に秩序を与えるのである。

行政警察と違って、公共サービスは、参加者の遂行的態度を採用するという方法論的変更によってのみ近づくことができる公共の利用という規範的側面を伴っている。行政警察と公共サービスの制度的相違は、法律関係である。行政警察の場合、それは私法に属している。つまり、義務と強制の組合せの二項関係である。それに対して公共サービスは公法、つまり三項関係である。

結局、行政警察と公共サービスは、国民や市民について捉える2つの異なったやり方である。すなわち、彼らを契約にかかわる私的な所有者として捉えるのか、政治的集団としてのメンバーの市民として捉えるのかという違いである。行政警察は所有者の私的自律に基づき、公共サービスは市民の公共的自律に基づいている。2つの側面を切り離すことは、法と自由の破壊をもたらす。もし、行政警察が公共サービスとのつながりを解かれれば、それは全面的な機能主義に到達する。同様に、公共サービスの行政警察とのつながりを解けば、我々は国家的集団主義に陥ってしまう。そして、リボワは次のように言う<sup>73)</sup>。

今日、行政警察は特に効率性の観点から

歴史的公共サービスに対する解決とみなされている。正当性の観点からは、公共サービスは正当化と集団的必要性という前提から絶えず脅かされている。問題は機能的観点から競争の圧力の下で、公共サービスの目的の実現を如何に確保していくかということである。行政警察は、効率性という機能のレベルで、公共サービスの危機に答えているといえるのである。

この公共サービスの危機は、社会に対して国家によって採用された客観主義的態度への抵抗である。それは、国家によって自らの名のもとになされた公共政策によって変化した。それだからこそ、公共サービスは、機能や、財源、アイデンティティ、正当性の危機を通じて現れているのである。

こうしてリボワは、政治的決定主義や法実証主義のような独断的なやり方では、もはやこの危機は理解されないと考える。

## 2. 歴史的な視聴覚の公共サービス

大陸ヨーロッパでは、戦後、放送と通信は一貫して外部競争のない国家管理の公共独占であったが、80年代から90年代にかけて、相次いでこの独占が崩壊する。その間、放送は通信に対してはインフラの面で、また新聞などのプリントメディアに対してはコンテンツの面で、独自の法的規制を受けてきた。しかし、こうした枠組みの中で、視聴覚の公共サービスの理念が生まれ確立していく。それは、今後も維持されるべきと、リボワは考える。では、それはどのようなものか？



## 規制の枠組み

まず、放送と通信は、インフラの物理的特徴の相違に基づく、異なる規制が行われてきた。不特定多数の匿名の公衆を対象としている放送に対し、通信は、特定の個人ないしグループの間の交信である。また、放送には、電波資源の希少性がある。このような相違がコンテンツをめぐる規制を生み出した。つまり、《私信》である通信に対しては、政府の不介入の原則が適用されたのに対し、《公共コミュニケーション》である放送については、自由主義の立場をとる場合でも、コンテンツの多様性、意見の多元性など編集上の責任が求められる。

次に、放送はプリントメディアとの関係では、編集の自由をめぐる、規制に相違がある。すなわち、放送については、編集上の守るべき基準が定められ、これに従うことが求められる。言うまでもなく、新聞については、公表された事実をめぐる責任が問われることがあるが、事前規制はない。そのうえ、言論や表現の自由の多様性や多元性をめぐる、ネットワークの数でこれを確保しようとするアメリカの外部的多様性の重視に対して、ヨーロッパでは視聴覚の公共サービスが独占的支配を続けていたことから、内部的多様性が重視されてきた<sup>74)</sup>。

## 視聴覚の公共サービス、理念と原則

こうした規制の枠組みの中で、視聴覚の公共サービスの理念が育まれ、その原則が確立していくが、その基本となるものは、多様性と平等であり、公共サービスはこの2つを軸に展開されてきた、トリボワは見る<sup>75)</sup>。

それは、具体的には、あらゆる社会層、グループ、年齢層、そしてどこからでも、誰もが無料でアクセスできるという、平等性とユニバーサル・サービス、そして供給される番組の種類や多角的な視点や考え方の多様性、多元性、総合的編成となって表れる。そして、これを支えるのにふさわしい公的財源、とりわけ受信料、さらに制作、編成、送出一貫体制を確保する組織がある。平均的視聴者をねらう民間の総合テレビと違って、公共サービスのテレビがめざすものは、様々な独自性と可能性をもった公衆、つまり公衆の多様性に語りかけることであり、そのために様々なタイプの番組や表現が市場の論理などによって排除されないようにすることが課題となる。こうしたことが、政治的共同体に不可欠な公共空間を確保するために求められるのである。

しかし、トリボワはつけ加える<sup>76)</sup>。政治的な次元だけを際立たせることは、個人を市民に、公共サービスを情報に帰着させることになる。それは、しばしば家父長的な見方の中で、テレビを学校や議会と同一視し、個人の独自の多様性をぼかし、公共サービスの視聴覚が体現すべき創作や文化の基本的な次元を覆い隠してしまうことになり、たえず注意しなければならない点である。

視聴覚の公共サービスは、人々をアイデンティティーの閉じこもりへの誘惑に煽り立てるのでなく、各共同体の固有の独自性から出発して、総合的な展望の中に参加する仕事を担うのである。

このような視聴覚の公共サービスのユニバーサル・サービスでとりわけトリボワが強調するのは、ヨーロッパの特色はユニバーサル・

サービスが進化的であるという点である<sup>77)</sup>。つまり、無条件で各人に与えられる基本サービスは、絶えず高められ、提供される番組の質は固定されるどころか、文化的にも社会的にも不利な状況を最適化するために最大化されねばならないという考え方を今後も取り入れていかなければならない。

### 従来型モデルの危機

これらの制度的特徴は、公共コミュニケーションの規範的期待にそうためのものであった。公的な視聴覚組織の規範的モデルは、従来、そのアイデンティティーによって定義され、その制度的特徴と暗黙のうちに同一視されてきた<sup>78)</sup>、トリボワは言う。しかし、80年代半ば以降の公共独占の廃止、受信料と広告の混合予算、公民のテレビの競争の経験は、公共の視聴覚のアイデンティティーを揺り動かす。結局、この変化という経験が、公共サービスの使命の行使の理論的条件の再考を促している。以後、公共テレビは、その特殊性、独自性の中で脅かされるようになる。規範的要請を全く無視するのか、しないか、どの程度考慮するかによって、公共テレビは産業対創作あるいは経済対文化といった具合に極端に正反対の2つのモデルの中で揺れ動くようになるのである。

リボワは、「結局、視聴覚番組の制作についての義務が守れないために、今日、公共サービスは危機に瀕しているように思われる<sup>79)</sup>」として、同時に克服しなければならない2つの課題を挙げる。ひとつは、視聴覚の公共サービスの社会的有用性を判定する手続きであり、もうひとつは文化的義務の強化である。《産業の論理》対《創作のテレビ》の選択に

直面して、公共サービスの視聴覚のアイデンティティーの基本的な原理を定めることよりは、むしろ公共サービスの視聴覚を深め、利用する条件を並べるほうが急がれると、リボワは考える。それ故、手続き的、実践的戦略が検討されなければならない。

### 国民の利用か視聴者か？

社会的有用性は、国民の利用である。視聴覚のサービスにとって、それは視聴者という概念に結びつく。しかし、「この視聴者という尺度は、公共サービスの使命がもつ独自性の基本原理を構成することができない。この尺度は、不完全で大いに批判的余地がある。しかし、これによって表される公衆の表象が事実であることには変わらない」「公共サービスは有用性と認められた価値をもたなければならない。そのためには、その測定や評価の手続きをどう見つけ出すかという問題が残る<sup>80)</sup>」。つまり、公共テレビによって集団に提供されるサービスが、国民の利用を視聴者という唯一の尺度に結びつけない客観的な仕方、どうすれば評価できるかという問題である。

そのためには、様々なカテゴリーの参加者（政治、専門家、受益者等）の討議による突合せが必要になる。この手続きの特徴は、個人の選好や権利、義務の具体的行使の条件から独立して集団的要求の自律的表現を維持している。また、民主的政治組織に関しては、充たされるべき欲求の表現がテクノクラートのなやり方で、一方的になされることはない。また営利追求的なやり方でもない。この手続きだけがたとえ、その給付が個人を対象にしたものであっても集団的次元を認めること

を可能にする。

最後に、提供されるサービスの評価について、この手続きは交換価値だけの指標に甘んずることなくサービスの使用価値を考慮に入れることを可能にする。実際、利用者という個人の属性は、ダイナミックな両義性をもっている。

公共サービスの社会的有用性を討議によって評価することが妥当なのは、他にも理由がある。第1は、視聴覚組織の機能と番組編成の独立性を支える財源の基本部分は公衆からのものであり、もうひとつは、番組編成にあたって公共テレビが制作と編集の機能分離が進めば、文化的義務を課すことがますます必要となり、番組をめぐって公権力と文化的企業の関係の明確な契約化が、不可欠となるからである。

つまり、より基本的には事前規制の文化から契約による文化への移行、家父長的な後見の文化から参加と協調の文化への移行を展開させてゆくことが重要となるからである。従って、正当性や決定を明確化し、制作の決定が効率的になるためには、様々なタイプの人々やグループが目標の定義について、公共政策の精緻化にかかわることが必要とされるようになるのである<sup>81)</sup>。

コミュニケーションの現代的变化は、メディアの公共空間の新しい条件を作り出している。そして、技術的には社会的コミュニケーションの公私の個人やグループの参加を可能にする展望が開かれている。

### 3. 新時代の視聴覚の公共サービス

従来型の視聴覚の公共サービスが岐路に立たされる中で、デジタル革命はこれに追い討

ちをかけ、公共コミュニケーションを無効にするのだろうか？ リボワは否と答える。それどころか、従来の公共コミュニケーションと私信の区分けは依然有効であり、メディア制度の法的規制の改革によって、刷新された視聴覚の公共サービスの新しい姿をリボワは浮かび上がらせる<sup>82)</sup>。

#### デジタル革命と部門別アプローチの限界

リボワによれば、まず、技術のレベルでは、デジタル革命は名前だけの革命である。それは何も根本的な革新や包括的な進化ではない<sup>83)</sup>。しかしながら、従来の物理的システム（インフラ、ハード）とコンテンツ（シンボル、ソフト）の一体化の原則が崩れることは確かである。

動画、静止画、文字、音声等のデジタル化によって、メディアのマルチメディア化が、いよいよ本物となり、法的な制約がなければ、インフラが異なっても同じコンテンツを流通させることが可能となる。より具体的に言えば、コンピュータを支えるデジタル技術が通信と放送に取り入れられることによって、放送には受信の限定技術が加わり、また通信の側では、IP技術の利用によって、点から多への送信が可能となる。つまり、双方のインフラ技術の相違にもかかわらず、コンテンツの伝送機能は、ほとんど同じようになってくるのである。

そこで、従来のインフラを根拠とする規制は、その適格性が保てなくなる。インフラとコンテンツの一体化という原則は崩れ、放送と通信の壁は低くなり、規制の緩和が進むことになる。まず、参入規制や所有規制が大幅に緩和される。このため現在インフラをめぐ

る競争が激しく行われている。しかし、インフラと媒体の普及が一般化すれば、コミュニケーションのコンテンツのレベルでの最大限の競争を許すことになるだろう。このことは、経済的合理性を追求するメディア産業において、インフラとコンテンツの切り離しが一段と進む一方、逆に様々なシステムや媒体間で提携や合併などの統合が促進されることも意味する<sup>84)</sup>。

この《分化—解体》は、《公共のコミュニケーション》と《私信》の相違によってカバーされていた従来の2つのモデルの崩壊として理解できる。しかし、このことが大方の論者が言うように、デジタル革命は、技術の融合ばかりか法律においても融合をもたらし、コミュニケーションの各部門に対し、普通法の出現を可能にするかと言えば、必ずしもそうは言えない。

リボワは、ここでコミュニケーションの公法の重要性を強調する。「必要なのは、メディアの公共空間の機能の事実性を示しながら、先に深めたコミュニケーションの公法の概念を際立たせることである」。そこで重要となるのは、デジタル革命が公共的規制の手続き上の適格性を強化させることであると、リボワは、次のように言う<sup>85)</sup>。

ら、先に深めたコミュニケーションの公法の概念を際立たせることである」。そこで重要となるのは、デジタル革命が公共的規制の手続き上の適格性を強化させることであると、リボワは、次のように言う<sup>85)</sup>。

デジタル化やマルチメディアの進展は、コミュニケーションの媒体とコンテンツの分離を促進する一方で、公共部門と民間部門の相違を解消させる。これは、伝統的に社会福祉的国家に結びついていた公的介入の実質的効果を薄める方向に向かうことになり、公的部門と公共サービスを切り離す。しかし、他方で、自由主義国家の形式的で中立的な規制を乗り越えることにもなる。つまり、民間のプレーヤーに市民的及び積極的な文化の義務を課す必要性が生まれるようになるのである。そして、それができなければ、金銭面での直接的な貢献が求められるということにもなる。

表3 歴史的公共サービスの代表的2形態

事業体	放送	通信
インフラ	無線	有線
サービス	放送番組	電話（データ通信）
規制 （公的介入の正当化 →公共の利益義務）	点→多（不特定多数）、一方向 経済的構造規制（参入規制、所有規制） コンテンツ規制（社会的影響） ユニバーサル・サービス	点→点、双方向 国家独占、参入規制
財源	広告、受信料	有料料金
その他	ユニバーサル・サービス 無差別 多様性、多元性	ユニバーサル・サービス 無差別

このように、公的介入の自由主義的形態を乗り越えるという規制の変化が具体的な法の手続きを伴った形で行われなければならないことを、リボワは強く主張する。そして、その具体的方法として挙げられるのは、公共活動に対する討議や談話的形態の拡大、公共サービスの使命の定義や社会的有用性の評価に関するものとともに、文化及び市民的義務の履行などである。

これらのなかには、これまで国家やある種の伝統の中に溶け込んでいたり、別の論理で市場に内在しているものもあり、コンテンツをあらかじめ規定することができないから、結局、一般の利益の定義の修正をも含むことになってゆく<sup>86)</sup>。このように視聴覚の番組が思いがけない形で成果を生み出すメディアの経済に、リボワは文化の独自性を見出す。この独自性が文化番組の制作の高い水準を維持するために、成功の可能性と将来の文化資産を増やす唯一の手段である公的介入の別の根拠になる、と考えられるからである。

### メディア制度の法的アプローチ

コミュニケーションの公法を行動のシステムとして捉えることができるためには、コミュニケーションの公法は新たな経験という文脈の中で、事実性の要件を尊重しなければならない<sup>87)</sup>、とリボワは言う。この要件は、適格性、一貫性、堅牢性の3つである。

**適格性** この側面からは、コミュニケーションの公法は、歴史的な部門別規制によって得たものを失わずに、メディアの最近の変化を考慮する必要がある。いったんデジタル革命によってインフラの普及が明白となれば、課題は、インフラの普及を考慮に入れ、正当で

実効性のある包括的な法制度を設けるために通信や放送などのメディアに課せられてきた義務の部門別概念を乗り越えることが必要となる。

放送と通信では、公共サービスの原則やユニバーサル・サービスといった《基本サービス》の義務がすでに存在するが、ここでは、すべてのオペレーターが無差別で市民に基本サービスを提供する義務が求められる。つまり、各人に、一定の料金という条件で、一定のサービスと番組の提供を保証する義務である。この積極的義務は、社会的なマイノリティグループや教育、文化的目的、公的グループの自発的活動のための伝送路の集団的利用を含めることができる。言い換えれば、歴史的なユニバーサル・サービスの構成要素である伝送サービスについて、資金的な相違（無料、有料、補助金）なく、地理的、社会的に完全なカバーを確保し、マストキャリアの構成要素である一定のコミュニケーションのサービス（通信、放送、取引のサービス）の提供義務、そして《パブリック・アクセス・チャンネル》の構成要素である《コミュニケーションのメディア》を確保することが重要となる。これらは、ヨーロッパの進化的なユニバーサル・サービスに対して、現代的な規準を豊かにする解釈を構成するものであると、リボワは主張する。

**一貫性** コミュニケーションの公法は制度の異なる構成分子に対して自立した内部構造を含まなければならない。視聴覚のメディアは、組織、サービス、インフラが、従来は一体化されたものとして扱われてきた。しかし、技術の進展や規制の緩和で、それぞれの機能の相違が際立つようになって、分化や解体、そ

して新たな組合せといった展開を見せている。いわば、視聴覚の歴史的組織の内実の消失が浮き彫りになっている。このような状況の中で、コミュニケーションの公法に求められるのは、仲介の法として、《組織と設備・施設》、《インフラと媒体》、《サービスと財》の3つの実定的な契機を仲介する役割を果たすことである。オペレーター、それに対応するコンテンツは時間と空間（時と場所）によって変化するから、この法律上のカテゴリーを既存の制度でのプレーヤーと直ちに同一視することはできなくなるからである。

従って、コミュニケーションの公法は放送メディアだけに限定されるのではなく、経済の第3次産業化の中で、同様に他の社会的活動に拡張される。これらが、法的なカテゴリーとして別々に取り上げられると、それぞれの側面の内容が空になり、抽象的になってしまうから、どれもが全体との関係で取り上げられなければならない。この直接的なつながりは、この結びつきによってしか、価値をもたない。

そこで、コミュニケーションの公法を実定的に規定するものは、何かといえば、それは編集の機能である。リボワによれば、それは《組織と設備・施設》、《インフラと媒体》、《サービスと財》といった異なる3つの契機を直接結びつける三項関係であり、2つの原理の組合せではない。実際、1つの契機が別の2つの契機を支配するとき、支配的立場の濫用がある。つまりそれは一つの契機がその原則の代理を自任し、公共コミュニケーションをメディアのコミュニケーションに衰弱させるときに生じるものである。従って、経済的規制の必要性が消極的原理によって正当化され

る。それは垂直的統合と水平的集中の濫用を阻止して、機能的な相違の有効性を確保することである。競争法（反トラスト法）は、こうしてコミュニケーションの公法と関連づけられ、全体としてはメディアの法というよりもコミュニケーションの法に位置づけられる。

リボワが挙げる編集の機能は、具体的には次のようなものになる。まず第1に、プレスの特権と著作権を公共コミュニケーションの歴史的な権利としてまとめあげ、第2に、文化政策の固有の側面を反映させる。第3に、コミュニケーションの公法をメディアの法に帰着させずに、またメディアから文化を切り離さないで、コミュニケーションの公法の内的原理を作り上げる。いったん、こうしてコミュニケーションの公法が三項関係として編集の原理の中で確認され、文化の論理に刻み込まれれば、この原理を制度化しなければならない。ここでは、3つの契機を結びつけ、相互前提の論理に従って法的な道具を作ることが重要となる。

**堅牢性** コミュニケーション法による法的制度は、コミュニケーションのメディアの内容にふさわしい拘束力のある手段を含まなければならない<sup>88)</sup>。

歴史的な公共サービスは、社会的連帯を保障している。それを実行するためには各国で用いられる財源システムを取り入れ、再配分の原理に従わせる財源の次元を伴う。この税の調整原理は、地理的状況や受益者の社会的条件によらず、同一料金で政治的共同体に財やサービスを供給するため、公共サービスの給付の料金とその費用に直接結びつけない。歴史的には、公共サービスの財源の次元は、

政治的集団の内的関係を正確に表している。この直観は、公共サービスの従来型でない概念の中に維持されなければならない。法律のレベルでは、行政警察のアプローチに陥ることなく、公共サービスの歴史的アプローチを、基本サービスの義務によって置き換えることが可能である。それがなければ、公衆は顧客に還元されてしまい、今度は公的組織と公的企業の効率と正当性に異義を唱えることになる。

従って、従来型と異なる公共サービスは、効率性と正当性の根拠のために、メディア環境の変化に合わせながら、財源の次元を確保しなければならない。

リボワは、政治的共同体の実現に寄与する資金に税金、有料料金（利用料）、受益者料金の3つのタイプ<sup>89)</sup>があるとしながら、最もふさわしいのは、受益者料金であって、それに該当するのは、アクセス料金であると言う。

そして、その料金はコミュニケーションのネットワークと伝送メディアに適用され、公共サービスの原則（中立性、平等性、柔軟性、継続性）の制約の下に具体化されなければならない、と主張する。

財源の課税は伝送されるコンテンツについてではなく、通信ネットワーク上で伝送される容量に応じて決められるべきである。他方、この受益者料金で生み出された資金は、コミュニケーションの公共ネットワークに振り替えられ、それが所有の性格とは別に地理的、社会的なカバーを確保し（平等の原則の積極的側面）、また、コミュニケーションのサービスにも振り向けられる（中立性の積極的側面）。放送メディアに適用される場合、中立性の原則は、コミュニケーションの積極的な内容が

対象となり、そのため規制による規定をより細くすることが必要になる。

### 放送メディアの法的規制

リボワによれば、従来型と異なる公共サービスは、放送メディアの規制の原理として、法的概念としては公共サービスの異なる3つの要素を含むものとなる<sup>90)</sup>。それは、視聴覚についてのヨーロッパ憲章、メディア制度の内部での財源の振替え、公的評価の委員会である。この仕組みがめざしているものは、公衆、つまりメディアの受け手に対して質の高いコンテンツを供給することであり、この規定を現在行われている行政の事前承認制度と置き換えなければならない<sup>91)</sup>、とリボワは言う。公共サービスの従来型と異なる考え方は、法の制度の中で、歴史的な公共サービスの国家的概念と行政警察の機能的概念のそれぞれの限界を乗り越えるものなのである。それはまた、多様性を普通法の特例扱いによって公共的にコントロールする行政的概念と、競争法や政治に帰着させてしまう私的 개념を乗り越えるものでもある。

**視聴覚についてのヨーロッパ憲章<sup>92)</sup>** この憲章は、コミュニケーションに結びつく市民的、文化的責任の使命、さらにその実現のためのコミュニケーションメディアの組織に課す責任を明示する。この憲章は、視聴覚の公共サービスが歴史的に果たし、またコミュニケーションの専門集団、特にジャーナリストや制作者達が多様性、客観性、番組の芸術的及び教育的価値に関して築き上げてきた価値を継続するものである。この憲章の内容はコミュニケーションに結びつく規範的期待によって形作られる。その形態に関しては、この憲章

に憲法的な規定をもたせる。

この憲章はメディアのコミュニケーション部門で展開される公民のサービス全般を無差別に対象とするが、その適用は番組を提供するメディアが借りる伝送（ケーブル、光ファイバー、地上波デジタル、衛星等）の技術の媒体ではなく、コンテンツのサービスに限定される。媒体とサービスの間にもこのように作られた相違は、媒体が自ら運ぶサービスと無差別の場合のみ正当化される。消極的には、コンテンツや著者に関係なく、特に料金について無差別を保障するために競争法と競争政策がここでは不可欠となる（中立性の原則）。積極的には、法的規範が、伝送のインフラへの当然のアクセスとネットワークの社会的、地理的普遍性を保障しなければならない（平等の原則）。最後に、この憲章が対象としているものは、公衆に提供するコミュニケーションのサービスだけである。

**メディア組織**<sup>93)</sup> この憲章の実現は、メディアにかかっているが、そのために、メディアの専門の組織に独立性が付与されなければならない。自発性をベースにこの共同責任の行使について、実質的な貢献と形式的な貢献の2つが考えられる。まず、実質的な貢献としては、メディアの組織は、質の憲章に答えるように、その番組（編成）を適合させなければならない。

この憲章の一般的規定は、番組の制作者や取材者、その様々な組織が用いることのできる指標やリソースを示し、この規定に対して解釈の余地を与えることによって、革新に対する主体的能力を解放することをめざすものである。また、この憲章の中で表明されている市民的文化的な責任の使命を実現するため

に、メディアの組織に資金的な面で特権を与えることもできよう。この財源の振替えは、メディア制度の中でなされることになる。つまり、番組編成を深める中で、質の憲章を実現するための実質的努力を提供する組織は、資金の振替えを享受できるのであって、その財源には、自発的な貢献と当局が憲章の基準を満たさない事業者からとる補償金の2つが考えられる。

**多様性委員会**<sup>94)</sup> 質の憲章を実効性のあるものにするには、番組や番組編成を評価することが必要となる。そのため、メディアの供給を公的に評価する多様性委員会が設けられる。委員会は、メディア制度での内部的な資金の振替えを確保し、万一の場合、要件を履行しないメディアの組織から当局が資金を徴収できるように、事後的な公的コントロールが付与される。このコントロールは、プレーヤーの視点からは、資金の面からは徴収と受けとめられるかもしれないが、道徳的に正当化されるものでなければならない。このコントロールは、現実の形態と二重に区別される。不法な行動に対し、事後に制裁を行う法律上のコントロールではなく、規定に合致するかどうか事前に確かめる行政的コントロールでもない。

リボワの構想では、公共のコントロールは、コミュニケーションメディアの受け手である公衆を代表し、多様性をベースに、教育や倫理、文化、科学、法律など様々な分野を代表する人々によって構成される委員会によって行使される。質の評価の指標の科学研究は、今日、方法論的に厳密で詳細な規準を提供している。このやり方によって、コミュニケーションメディアの組織は受け手の公衆の期待



に沿った番組を深めるために、厳格な量的指標（視聴率や視聴者数）を用いる必要がなくなる。

最後にコミュニケーションメディア間での資金の振替えの決定は公衆の評価報告に基づき、評価委員会と異なる行政組織や議会に帰せられる。この機能的分離は、評価のこのプロセスを政治的な狭い決定という課題にスライドさせない。これに対して、この分離は、公共政策の評価に関してフランスの科学評議会が発展させた活動のモデルに基づき、公共政策の評価を多様に批判的に行うプロセスに道を開くものである。従って、公共政策の評価のプロセスは、制裁のような行政の論理や同業者組合の論理に含まれない<sup>95)</sup>。

リボワによれば、このような公共的評価の仕組みは、これまで経験してきた制度の形式と異なる<sup>96)</sup>。これまでのものは形式的で匿名のものであれ、中身のある記名のものであれ、その義務をめぐる解釈は行政の自由裁量にゆだねられ、違反に対する制裁や被害の回復が司法にゆだねられていた。

このアプローチは、法律の中で支配的な方法論的個人主義を免れているが、仕組みは実定法から出ている<sup>97)</sup>。制裁は、社会が求めているものに違反した行動を押さえるためのものである。目的はオペレーターの行動を規制したり、義務を課すものではない。プレーヤーに対し、手段や指標を手がかりに彼らが質の高いメディアの供給ができるようにしようというものである。つまり、幅広い解釈が可能な、一般原則と憲法的な価値をもった実質的な指針のような法的規定である。従って、これは強制的な手段であり、我々は法的な義務の前に立たされる。しかし、一方で、義務

の中味は、受け手の視点、そして受け手の貢献を求められている。他方、強制的な手段が、抑圧的な仕方ですべての秩序を維持しようとするものではなく、現代の公共空間を拡大させながら、基本的価値を深めようとするものである。

このような形で新たに位置づけられるのが、従来型でない公共サービスのイメージであり、この公共サービスは公権力特権を享受することになる。つまり、上記の中で公共サービスは最も積極的な事業者として公的な資金を先取りし、その役割を行使することになるのである。リボワは次のように結論する<sup>98)</sup>。従来型でない公共サービスは、法的概念としての公共放送サービスのすべての特徴をそなえる。すなわち、公人としての組織、全般的利益の活動としての公共サービスとしての給付、公的コントロールと権限の行使、公権力特権、市民と文化の責任の定義と実行への参加である。

## まとめ

細分化された社会、規範の希薄化、社会的な絆の危機、これらの言葉は、いまや言い古された感があるが、それでも内外の日々のニュースに接するとき、この状況は深まるばかりである。このような中で、人々のメディア、とりわけ視聴覚メディアに対する公共コミュニケーションへの期待は大きくなる一方で、厳しい批判と不信があるのも内外共通だが、これらの問題に取り組むべく、本稿ではベルギーの法哲学者リボワの所説を辿り、そのアプローチを探ってきた。これらの議論は多岐にわたっているが、その要点をまとめれば次のようになる。

まず、メディアに厳しい批判と不信があるのは、視聴覚の番組の制作が、専門家、テクノクラート集団による社会や政治に対する見方や切り口で行われており、国民、視聴者の期待や要望、見方（規範的期待）にできていないからである。視聴者、国民は番組の受け手でもあるが、公共メディア、とりわけ公共サービスの視聴覚は、国民の信託を受け、その財源も国民によってまかなわれる。つまり、受け手と送り手は、同一であり、この構造は、法の支配にきわめてよく似ている。法を作るのは国民であり（現実には選挙で選ばれた代表の議員だが）、その法によって支配されるのも同じ国民である。このような法の構造は自己立法と呼ばれているが、法がもつ社会的統合機能が十分に発揮されるためには、単にその強制力によるだけではなく、その規範的妥当性（道徳性）が必要で、そのためには法的共同体を支えるコミュニケーションによる討議が不可欠である。しかもここで、きわめて重要なこととされるのは、この討議に対するかかわり方である。出来事や事態にかかわる我々のあり方は、第三者の観察的態度か、当事者として直接かかわる参加者の遂行的態度のどちらかである。実務的、技術的なことは別にして、専門家やその集団にすべてをまかせるやり方は第三者の観察的態度である。この第三者の観察的態度は、近代に入ってこの方、何百年以上にもわたり近代の自然科学を支えてきたデカルトの認識論であって、社会科学など人間にかかわる研究にも取り入れられてきた。しかし、人間と人間がかかわる社会科学や哲学への、このような認識論の適用の誤りが指摘され、異議が唱えられたのは、まだこの半世紀ほどのことで、ハーバマスら

がコミュニケーションの理論にこの考えを取り入れ、いまやっとこの考え方が少しずつ広がり始めているのである。この間、リボワが指摘するように、専門集団や官僚機構の肥大化と機能主義が深まっているが、その矛盾を解決しようとする動きも見られる。我が国では、近く裁判制度に陪審員制度が導入されることになっている。これらは、公共コミュニケーションの活性化の方途を示すもので、この方面の規範的研究の新たな成果が求められていると言えよう。

第二は、コミュニケーションの自由についての考え方である。メディアの制度的な欠陥が自由のコミュニケーションをゆがめており、メディアに対する参加者の遂行的態度の有りようによっては、このゆがみを取り除かれることが明らかにされた。しかし、現在のメディア制度の欠陥には、経済のグローバル化とメディアのコングロマリット化という状況の中でメディアが経済権力と化し、本来的なコミュニケーションの批判機能や社会的統合機能を発揮できない状況がある。これを支えているのが表現の自由をめぐる古典的な解釈、すなわち個人主義的私的自由をベースにしたコミュニケーションの自由論である。しかしながら、コミュニケーションの自由のこの個人主義的私的自由は、言論の自由の多様性、多元主義を確保するという理由ですでに例外規定がある。一方、グローバル化や人口の流動化の中で、かつての伝統や地域、血縁といった伝統的な共同体ではなく、共通の文化や価値観を模索し、育てながら新たな共同体的なアイデンティティーを作っていくとする動きもある。リボワは、こうした多面的な社会で期待される公共コミュニケーション

にとって必要な、そのコミュニケーションの自由を、新たな自由の展開として共同体的公共的自由を構想したのである。そして、法的共同体に基づく民主的社会であれば、その自由は法によって規定される必要があること、メディア制度の欠陥として、多数あるコミュニケーションに関連する法に一貫性のないことが問題を引き起こしていることなども明らかにされた。そして、これらの法に整合性と秩序を与えるためのコミュニケーションの公法の構想が提案された。現在、放送・通信制度の改革が検討の最中にある我が国にとってきわめて興味深いものである。

第三は、視聴覚の公共サービスについてである。公共コミュニケーションを、そしてその自由を実現するために、視聴覚の公共サービスが不可欠であり、視聴覚の公共サービスは、公共コミュニケーションの原理そのものと一体として考えられるべきことが明らかにされた。しかし、そのためには、視聴覚の公共サービスが技術革新と規制緩和の流れの中で、従来型のモデルから脱皮しなければならないことが示された。その第1は、公民の視聴覚のサービスが共存する体制の中で、民間と異なる公共サービスとしてのアイデンティティをうち立てることであり、それを国民の多数の利用に結びつけるという課題がある。また第2は、先に述べたが、公共サービスが国民の信託によるものであるという基本的特徴から、番組やその編成に対して、視聴者・国民が第三者の観察的態度に陥らず、参加者としての遂行的態度で臨むことができるよう組織を活性化させることである。

最後に、リボワの議論の魅力は、きわめて幅が広く、目の前の現実を良く捉えていて、

しかも問題の把握が、ラディカル（根源的）であり、また法律の研究者であるところから実務的にもたけて見えるが、自由の共同体的公共的概念や国家と自由の問題などリボワが提起した多くのテーマで、さらに内容を具体化、明確化させてゆくことが必要と思われる。

（こしかわ ひろし）

#### 【参考文献】

- B. Libois (2002) *La communication publique. Pour une philosophie politique des medias* Paris. L'Harmattan
- C. S. パース (1839-1914) 米盛裕二編訳 (1985) 『パース著作集 1 現象学』 勁草書房
- C. S. パース (1839-1914) 内田種臣編訳 (1986) 『パース著作集 2 記号学』 勁草書房
- Eliso Véron (1987) *La Semiosis Sociale* PUV Saint-Denis, France
- 藤原保信, 三島憲一, 木前利秋編著 (1987) 『ハーバマスと現代』 新評論
- G. W. F. ヘーゲル (1821) 藤野渉, 赤沢正敏訳 (2001) 『法の哲学』 上・下 中央公論新社
- Hugh Baxter (2002) *System and Lifeworld in Habermass Theory of Law* CARDOZO LAW REVIEW vol.23
- 長谷部恭男 (1992) 『テレビの憲法理論』 弘文堂
- 浜田純一 (1990) 『メディアの法理』 日本評論社
- 浜田純一 (1993) 『情報法』 有斐閣
- I. カント (1784) 篠田英雄訳 (1974) 『啓蒙とは何か 他四篇』 岩波文庫
- I. カント (1785) 篠田英雄訳 (1960) 『道徳形而上学原論』 岩波文庫
- I. カント (1795) 宇都宮芳明 (1985) 『永遠平和のために』 岩波文庫
- 石田英敬 (2003) 『記号の知メディアの知』 東京大学出版
- J. B. ロールズ (1971) 矢島欽一他訳 (1979) 『正義論』 紀伊国屋書店
- J.-C. Paracuellos (1993). *La télévision Clefs d'une économie invisible* La Documentation Française
- J.-M. Ferry (2005-2006) *Epistemologie des sciences*

politique

(<http://users.skynet.be/sky95042/cours.html>)

- J. ハーバマス (1962) 細谷貞男, 山田正行訳 (1994) 『公共性の構造転換』第2版 未来社
- J. ハーバマス (1981) 河上倫逸他訳 (1985/7) 『コミュニケーション的行為の理論』上・中・下 未来社
- J. ハーバマス (1983) 三島憲一他訳 (1991) 『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店
- J. ハーバマス (1992) 河上倫逸他訳 (2002/03) 『事実性と妥当性—法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』上・下 未来社
- J. L. オースティン (1962) 坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店
- NHK放送文化研究所編 (2007) 『NHKデータブック世界の放送2007』NHK出版
- N. ルーマン (1974) 土方昭監訳 (1983) 『法と社会システム』神泉社
- 奥平康弘 (1981) 『憲法』弘文堂
- 坂本昌成 (1992) 『コミュニケーション行為の法』成文堂
- 霜田求 (2000) 「コミュニケーションと道徳・倫理・政治—公共的自律の可能性—」入江幸男・霜田求編『コミュニケーション理論の射程』ナカニシヤ出版
- 霜田求 (2000) 「討議理論における法と道徳—妥当概念を軸にして—」『西日本哲学会年報』第8号
- T. H. マーシャル (1955) 岩崎信彦・中村健吾訳 (1993) 『市民権と社会階級』法律文化社
- 辻村みよ子 (2002) 『憲法』日本評論社
- 米盛裕二 (1981) 『パースの記号学』勁草書房

注:

はじめに

- 1) B.リボワは、1967年生まれ。法哲学者。ベルギー自由大学で学び哲学の博士号を取得。1997-2002年にかけて、ベルギーフランス語地域の放送規制機関CSAの副委員長を務め、現在CSA顧問。本稿で取り上げたLa communication publique 2002 (公共コミュニケーション)の他にジャーナリストの職業倫理を軸にまとめた本Ethique de l'information 1994 (情報の論理)な

どメディア関係の論文が多い。

- 2) 20世紀に入って、言語哲学の世界では、言葉は行為であるとして、従来の事物や事態を表現するという言葉の機能の考え方を根底から転換させる革命的な発見が起きたが、ハーバマスは、この成果をとりいれながら、これを独自のコミュニケーション論に発展させ、さらに法理論に適用させている。参考文献のハーバマスの著作などを参照。

## I. 公共コミュニケーションとコミュニケーションの自由

1. 公共コミュニケーションと規範的期待
- 3) リボワは、ハーバマスやドイツの哲学者アーベルが展開している討議の倫理学が前提とする理想的発話状況に近いものと考えられるが、著書には具体的な言及はない。理想的発話状況とは、コミュニケーションにおいて、すべての参加者が対等の立場で全員の利益を考えながら自由に討議するコミュニケーションの理想的共同体。
- 4) 感性的直感により経験することのできない超感性的なもの。
- 5) 記号論については石田 (2003) を参照。
- 6) 後に、明らかにされるが、規範的な期待を法の制度として可能にさせるものが、法の妥当性の次元である。B. Libois (2002) p.87
- 7) B. Libois (2002) p.39 個人や集団のアイデンティティの形成や国家などの法的共同体に対しメディアが引き起こす侵害や影響のこと。
- 8) B. Libois (2002) p.39 遂行的態度は、観察者の客観的態度に対立する概念で、当事者として事態や出来事に直接かかわる行動。

## 2. 公共コミュニケーションの構造的ゆがみと規制

- 9) リボワは、これらをB. Libois (2002) 第1章後半から第2章前半で取り上げている。メディアのその権力の正当化をめぐる議論については、浜田純一 (1993), 長谷部恭男 (1992) を参照
- 10) B. Libois (2002) p.54
- 11) B. Libois (2002) p.56
- 12) B. Libois (2002) p.65
- 13) B. Libois (2002) p.67
- 14) B. Libois (2002) p.70

- 15) 法の妥当性をめぐっては、事実的妥当と規範的妥当がある。前者は、法体系が正統な手続きをへて制定されているか、また法が裁判所で適用され実際に効力をもって日常的に用いられているかといった実効性を備えているかが基準となる。後者は、規範の拘束性をめぐるもので、法を制裁を伴う服従システムとして捉える（法実証主義）のか、当為（……べし）として義務づける力、つまり道徳規範であるのかによって立場が分かれる。そこで、法の合法性を重視する立場は、法と道徳の分離を強く主張し、規範的妥当を補助的のものと見るが、法の規範的妥当は各個人の内面をも拘束するという立場に立てば、良心の決断という道徳的な「自律」が法の規範的妥当の根拠に据えられる。以上は霜田求（2000）を参照。リボワの主張は、このような法哲学の考え方をベースにしている。ハーバマス（1992）にも、同じような議論が見られる。
- 16) 生活世界は原文では *la vie vecu*。直訳では、体験の世界となるが、ハーバマスの本や論文で日本語で用いられる生活世界と同じものをさしていると考えられるため、生活世界と訳している。生活世界は、日常のコミュニケーションによって人々の相互行為が調整される世界。これは、経済や行政によるシステムの世界と対立するものであるが、社会はこの双方から成り立っている。この生活世界には様々な領域で多様な規範があるが、これを単一のカテゴリーとしてシステムにのせる手法を批判している。
- 17) B. Libois (2002) p.71
- 18) 法の機能主義者の典型としてルーマンがあげられている。
- 19) J. ハーバマス (1992) 参照
- 20) B. Libois (2002) p.72
- 21) 同上
3. コミュニケーションの自由
- 22) B. Libois (2002) p.73
- 23) B. Libois (2002) p.128
- 24) B. Libois (2002) p.234
- 25) B. Libois (2002) p.132
- 26) B. Libois (2002) p.89 主観的権利の発展と自由権については、多くの文献があるが、本稿の理解のためには、辻村みよ子（2002）を参照。
- 27) B. Libois (2002) p.88
- 28) B. Libois (2002) p.173  
J.B. ロールズ（1971）矢島他訳（1979）p.159
- 29) B. Libois (2002) pp.173-174
- 30) B. Libois (2002) p.213 このドイツ憲法裁判所の判決については多くの論文、著作がある。とりあえず、浜田（1990）が役立つ。
- 31) B. Libois (2002) p.211
- 32) B. Libois (2002) p.214
- 33) B. Libois (2002) p.242
- 34) B. Libois (2002) p.91
- 35) 語用論は、言葉とこれを使う人間との関係を論じる言語学の分野で、20世紀の言語哲学における革命をさらに押し進めコミュニケーションの理想的状況を生み出すための条件などを研究するため、ハーバマスは普遍的語用論を作り上げた。
- 36) ハーバマスは、普遍的語用論をベースにコミュニケーションが内在的にもつ社会的統合力を発揮できるよう《討議の倫理学》を展開させるが、この統合力がコミュニケーションの間主観性の表れである。
- 37) B. Libois (2002) p.95
- 38) B. Libois (2002) p.103
- 39) B. Libois (2002) p.100 ハーバマスは、『事実性と妥当性』（邦訳p.149）の中で《コミュニケーション的自由》を《主観的自由》に対比させている。《コミュニケーション的自由》は、信頼のおける親友などとのコミュニケーションや対話で、イエス、ノーを互いに譲歩する可能性と定義される。これに対し《主観的自由》は、各人にとってそれぞれの私的な活動に到達し、追及し、彼の発話内的義務から免れるためにコミュニケーションを利用する単なる可能性であるとして、このコミュニケーションの自由の間主観性的側面を説いている。これについて、リボワは、「《主観的自由》は、自由の使用における私的態度（観察者としての個人の客観的態度）であり、《コミュニケーション的自由》は、自由の使用における公共的態度（参加者としての

- 個人の遂行的態度)である。ハーバマスによって提案された自由の間主観性的概念は相変わらずコミュニケーションの自由主義的概念に留まっている」として、リボワの主張する共同体的公共的自由に基づくコミュニケーションの自由との違いを強調している。
- 40) B. Libois (2002) p.103  
 41) B. Libois (2002) p.104  
 42) B. Libois (2002) pp.104-105  
 43) B. Libois (2002) p.104  
 44) B. Libois (2002) p.107  
 45) B. Libois (2002) pp.215-216 辻村みよ子 (2002) も参照  
 46) B. Libois (2002) p.215  
 47) B. Libois (2002) pp.219-224 マーシャルの論理は、マーシャル (1955) 参照  
 48) B. Libois (2002) p.224  
 49) リボワが取り上げているリゴーの文献は、*La protection de la vie privée et des autres biens de la personnalité* Paris-Bruxelles, LDG-Bruylant 1990  
 50) B. Libois (2002) pp. 226-232  
 51) リボワはこの点を重視して、B. Libois (2002) p.229で次のように言っている。「F.リゴーによって前提されている自由の概念は自由の公共的概念であり、それは自由の私的概念と対立する。基本的な部分で、この概念が示しているのは、法の外で自由を保障するのは困難であり、その法は、私的な自律と公共的自律の相互前提として、それ自身で共同体的次元を伴っていることである」。
- 52) B. Libois (2002) p.229  
 53) B. Libois (2002) p.231  
 54) B. Libois (2002) p.232  
 55) B. Libois (2002) p.250 言葉の理想的状況については注2を見よ。  
 56) B. Libois (2002) p.253  
 57) B. Libois (2002) p.243 規範的妥当性、事実性、実効性等については、注15を見よ  
 58) B. Libois (2002) p.246  
 59) B. Libois (2002) p.247  
 60) B. Libois (2002) p.254  
 61) B. Libois (2002) p.252  
 62) B. Libois (2002) pp.257-258  
 63) B. Libois (2002) p.107
- ## II. 公放送を捉え直す
- 64) B. Libois (2002) p.271
- ### 1. 公共サービスとは何か
- 65) B. Libois (2002) のIV章で主に取り上げられている。ちなみにこの章のタイトルは「公共サービスに対する誤解」である。  
 66) リボワは、フランスの公共サービスの歴史が、フランス革命以前のアンシャンレジームにまで遡るとしている。  
 67) B. Libois (2002) p.135  
 68) B. Libois (2002) p.150  
 69) B. Libois (2002) p.152 「 」内は、リボワによる引用で、出典はA.S.MESCHERIAOFF, *Droit des services publics*, Paris, POF, 1991のp.86からとなっている。  
 70) B. Libois (2002) p.158  
 71) B. Libois (2002) p.165  
 72) B. Libois (2002) p.163  
 73) B. Libois (2002) p.168, p.171
- ### 2. 歴史的な視聴覚の公共サービス
- 74) 外部的多様性と内部的多様性について、リボワは別の箇所 (B. Libois (2002) の第3章の1他) で詳しく論じている。それによれば、「これらは、民主主義とコミュニケーションの関係についての2つの異なるアプローチを秘めている。そして、公衆が用いるアイデアや情報の多様性についての異なる概念を表している。すなわち、外部的多様性に従えば、印刷した新聞の多様性が、表明される視点の多様性を保障する。逆に内部的多様性に従えば、国家によるラジオ、そしてテレビの統一は、表される関心や価値の多様性を確保する。従って、この2つのアプローチの相違は、単にコミュニケーションのプレーヤーの数や性質、民間か国営かといった所有の性格、利用の法的様式に結びついているのではない」。[《外部的多様性》は、思想と情報の多様性を保障する。ここでは、個人の自由は思想と情報の自由な流布の基礎である。外部的多

様性は、取り締り制度の根底にあり、その源は政治権力に対抗する市民社会の中に見いだされる。環境としてのコミュニケーションは、市場が原理となる経済であった。逆に《内部的多様性》は、国家の庇護の下での一般意志の産物であり、ここでは、人民主権がコミュニケーションの公的行政の基礎になっている。環境としてのコミュニケーションは、国家がベースとなる文化である。「法律の用語でいえば、コミュニケーションの2つの規定は権利という言葉の中に現れている。すなわち、個人の自由をめざす外部的多様性は、市民の権利、特に私有財産と経済取引についての承認を前提とする。これに対して、内部的多様性は、人民主権を用いながら政治的共同体への参加の権利を各市民に与えることを前提としている。特に、教育や文化について。多様性の外部的と内部的のこの2つのアプローチは、それぞれ公と私の2つの側面を含み、また関連づけている」。

- 75) B. Libois (2002) pp.280-283
- 76) B. Libois (2002) p.281
- 77) B. Libois (2002) p.282
- 78) B. Libois (2002) p.284
- 79) B. Libois (2002) p.286
- 80) B. Libois (2002) p.287
- 81) B. Libois (2002) p.290 このような取り組みの一部は、イギリス、フランス、イタリアなどヨーロッパの公共放送の間で、既に始まっている。NHK放送文化研究所編 (2007) 参照

### 3. 新時代の視聴覚の公共サービス

- 82) ここでのテーマはB. Libois (2002) の第9章全体で取り上げられている
- 83) B. Libois (2002) p.301
- 84) このあたりの記述は、リボワのこの著作が書かれた今から5~6年前のヨーロッパであり、当時と比べ、現在はリボワが予想した状況が現実となっているのを、我々はニュース等で日々実感している。
- 85) B. Libois (2002) p.315
- 86) 同上
- 87) メディアの法的規制は、B. Libois (2002) 第9

章の2で取り上げられている

- 88) B. Libois (2002) p.323
- 89) それは、税金、有料料金 (利用料)、受益者料金である。利用料は、公共サービスが提供するサービスへの対価である。税金とは逆に、利用料は、強制的な性格をもたず、それを支払う人々には利点がある。受益者料金は、支払いが義務的性格をもつという点と払うべき総支払額を決める考え方によって、利用料とは区別される。実際、利用料とは逆に、受益者料金は、公共サービスの財源を補給することを目的としており、公共サービスの費用をカバーしていない。
- 90) 放送メディアの法的規制は、B. Libois (2002) 第9章の3で取り上げられている。
- 91) B. Libois (2002) p.329
- 92) B. Libois (2002) p.330
- 93) B. Libois (2002) p.331
- 94) B. Libois (2002) p.333
- 95) B. Libois (2002) p.335 このようなアプローチは、「法治国家は、国民の意思を合理的に形成するための民主的手続きとしてコミュニケーションの形式を制度化する」というハーバマスの考え方をうけている、とりボワは言う。
- 96) B. Libois (2002) p.338
- 97) 同上
- 98) 同上

